

第五十一回 参議院法務委員会会議録第二十七号

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)
午前十一時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

和泉
覚君

木島
義夫君

松野
孝一君

稻葉
誠一君

委員

理事

委員

後藤
義隆君

斎藤
昇君

鈴木
万平君

中野
文門君

中山
福藏君

鶴園
哲夫君

藤原
道子君

山高しげり君

塩野
宣慶君

新谷
正夫君

西村
宏一君

政府委員

法務大臣官房司
法法制調査部長

法務省民事局長
最高裁判所事務

最高裁判所長代理者
最高裁判所事務
総局民事局第一課長

常任委員会専門
事務局側
増本 甲吉君

本日の会議に付した案件
○借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○執行官法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(和泉覚君) ただいまから法務委員会を開会いたします。借地法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○松野孝一君 借地法案関係については、先般私は総論的なことをお尋ねいたしましたが、きょうは、二三各条文について疑問の点を確かめておきたいと思います。

まず、借地法関係について伺いますが、第一に、借地法第八条ノ二第一項の申し立てですが、これは条文には「防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利用ノ状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更」があつた場合にできることとなつておりますが、条文を読みますと、いま申し上げたようなわけで、「防火地域ノ指定」、「其ノ他ノ事情ノ変更」とか、「附近ノ土地ノ利用状況ノ変化」とか、「附近ノ土地ノ利用状況ノ変更」など、非常に抽象的な規定になつてゐるので、必要に広く拡張解釈されるおそれがあるのではないかでしようか。陳情なんかその点についてわれわれのところに来ているのですが、その点について法務省の見解を承りたいと思います。

○政府委員(新谷正夫君) 借地法の新設になりまして、第八条ノ二によりますと、「防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利用状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更二因り」というふうに要件が定めてござります。

それは、ただいまお話をありましたように、防火地域の指定、あるいは附近の土地の利用状況が変化したというふうな事情は、もちろん客観的に明白にわかるわけでございますが、これらの例示的におげました事情の変更のほかに、「其ノ他ノ事情ノ変更二因り」と、こういうふうに表現いたしておりますので、この点が必ずしも明白でないのではないかという御意見のように伺つたのであります。

○政府委員(新谷正夫君) 借地法の新設になりますが、この例示にあげてございますように、事情変更の一つの例でございます。「其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ」ということも、客観的にその土地の状況が変わってきたということを意味するわけだと思います。

しかも、この土地の事情の変更があつたというだけで第八条ノ二の第一項の規定が働くのではなくません。さらにしばしばかかるつております、「現ニ借地権ヲ設定スルニ於テハ堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルコトヲ相当トスルニ至リタル場合ニ於テ」とございます。したがいまして、やはりにいま新しく借地権を設定するといたしますならば、堅固の建物の所有を目的としてそういう借地契約を締結するのが相当となつてゐるという、そういうふうな客観的に認められる状況下にあることが必要であるという趣旨でございます。したがいまして、その土地の事情の変更がありまして、しかも現在新しく借地契約を締結するといったことが必要であるというふうに一般的に認められる場合でございます。

したがいまして、この表現は「事情ノ変更ニ因リ」というふうな表現を使っておりますために、書きわめて抽象的に理解されるのではないかという御不満も無理からぬことと思ひますけれども、規定の全体をざらんいただきますならば、單なる主觀によってこの規定が効動するというわけではございません。少なくともだいま申し上げましたような「事情ノ変更」によりまして、客観的にながめましても堅固の建物を所有することを目的と

りますが、この例示にあげてございますように、事情変更の一つの例でございます。「其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ」ということも、客観的にその土地の状況が変わってきたということを意味するわけだと思います。

○松野孝一君 御説明でわかりましたけれども、「其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ」というのは、具体的にどんなことをお考えになつてゐるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは「土地ノ利用状況ノ変化其ノ他ノ事情ノ変更ニ因リ」ということでございますので、客観的に土地の利用の状況が変わってきたという場合が広く含まれることは申すまでもないわけでございます。たとえば、防火地域に指定するということのほかに、市街地改造法とかあるいは防災建築街区造成法とか、その他いろいろの土地の造成あるいは利用に関する各種の法律がございますので、客観的に土地の利用の状況が変わってきたという場合が広く含まれることは申すまでもないわけでございます。たとえば、防火地域に指定するということのほかに、市街地改造法とかあるいは防災建築街区造成法とか、その他いろいろの土地の造成あるいは利用に関する各種の法律がございます。そういった法律によりましてその土地の利用の状況が変わつてくるということがあり得るわけでございますし、また、住宅地域が商業地帯になるとかいうふうな場合ももちろん含まれるわけでございます。一般的にながめましてその土地の事情が従前と変わつてしまいまして、その状況下において建物を所有するとすれば堅固の建物を所有するのが相当であると認められる場合を包含するわけでございます。

○松野孝一君 それから防火地域内借地権処理法というのでは、堅固でない建物所有の裁判判決ができることになつております。今回の改正案では、この点は、借地法第八条ノ二の一項の場合に、借地権の消滅の裁判を認めていないようになりますが、それはどういうわけでありますか。

○政府委員(新谷正夫君) 現在の防火地域内借地権処理法の第三条に、借地権の消滅に関する規定

があるわけでございます。大体、この防火地域内借地権処理法の構想は今回の借地法の改正に取り入れてあるわけでございますけれども、借地権消滅に関する規定は除いてござります。これは、本来、土地の合理的な利用をはかる目的で、従前の借地人が堅固の建物を建てたい、あるいは増改築をしたいという場合の措置を定めたわけでございまして、その土地を利用するという方向において合理的な措置をとれるようにしようというのがこの改正の趣旨でございます。したがいまして、そういう際に逆に借地権を消滅させるといふことは、この規定の趣旨からいっても適当でないのでないかということが考えられますこと、さらに、既存の借地権を裁判所の命令とは申しますものの消滅させてしまうということは、これは財産権に対する大きな影響を及ぼすわけでありまして、憲法上の問題にもなりかねないわけであります。この防火地域内借地権処理法というのは、昭和二年の法律でございます。もちろん旧憲法下の法律でございまして、現在の憲法のもとにおきまして新しく立法するといった場合は、そこまで規定いたしますことは行き過ぎの感もあるのではないかということを考えまして、今回の改正との間にこれを取り入れないことにいたしたわけであります。

○松野孝一君 もう一つ、借地法の第八条ノ二の第二項の増改築の承諾にかかる許可の裁判は、具体的特定の増改築のみを許可するものであつて、一般的抽象的に増改築を許可するものではなく、また増改築の制限の特約を廃止するものでもないと解しておるがそれではよろしくございますか。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございま

す。第二項にも書いてございますように、單に「土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与

フル」ということでございます。したがいまし

て、増改築を制限する旨の特約そのものをここで取つ払ってしまうという趣旨ではないわけであります。ことに、増改築の場合におきましては、当該の増改築のみに限らないわけでありまして、将

あるわけでございます。大体、この防火地域内借地権処理法の構想は今回の借地法の改正に取り入れてあるわけでございますけれども、借地権消滅に関する規定は除いてござります。これは、本来、土地の合理的な利用をはかる目的で、従前の借地人が堅固の建物を建てたい、あるいは増改築をしたいという場合の措置を定めたわけでございまして、その土地を利用するという方向において合理的な措置をとれるようにしようのがこの改正の趣旨でございます。したがいまして、そういう際に逆に借地権を消滅させるといふことは、この規定の趣旨からいっても適当でないのでないかということが考えられますこと、さらに、既存の借地権を裁判所の命令とは申しますものの消滅させてしまうということは、これは財産権に対する大きな影響を及ぼすわけでありまして、憲法上の問題にもなりかねないわけであります。

○松野孝一君 次に、借地法第九条ノ二の関係について、これがたいしたことではありませんけれども、一応お尋ねしておりますが、借地法第九条ノ二は、借地上の建物を第三者に譲渡しようとする場合についてのみ規定しており、借地上に建物が存しない場合の賃借権の譲渡または転貸については、その承諾にかかる許可の裁判を認めていません。

また、借地法第九条ノ二の第一項の「申立」は、借地上の建物を譲渡した後には認められない

と考えるが、その解釈でよいのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 第九条ノ二の規定の趣旨は、借地権者がその借地上に建物を持っておりまして、これを他に譲渡しようとする場合、言い

ますと、これがたゞらに、その場合に借地権者としましていろいろの事情に基づいて自己の投下した資本を回収する必要があるという場合に起きた問題を解決しようとするものであります。建物がございまして、どうしてもそれを譲渡しなければならない場合に、賃貸人の承諾が得られないということがあります。しかしながら、賃借人の投下したしました資本の回収ということもやはり確保できるようになりますが、それがたゞらに、その場合に起きた問題を解決しようとするものであります。

○松野孝一君 それから借地法の第十二条第二項の「相当と認ムル」とい

うことばがあります。「相当ト認ムル地代又ハ借

ヲ支払フヲ以テ足ル」というふうに規定してお

りますが、この「相当」というのは、主観的に相

当と考えるものでいいと思うのであります。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございま

す。第九条ノ二の第一項の規定によりまして借地権の譲渡についての承諾にかかる裁判をいたします際に、借地人と貸し主との間の利益の公平を期するというために、ただいまの「財産上ノ給付」を命ぜることができますようにいたしたわけでございます。この承諾にかかる許可を与えましても、金銭の支払いが行われないということになります。そこで客観的に裁判で相当でないということがわかることもありますかもしませんが、その場合に借地契約を債務不履行を理由として解除することができないものと考えるのであります。その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(新谷正夫君) 結論的には、ただいまおっしゃいましたとおりでございます。第十二条の「相当ト認ムル地代又ハ借貨」と申しますのは、借り主が相当と認める金額でよろしいわけ

あります。本来ならば、客観的に相当な地代である

ことは、借賃を支払いませんと、契約解除というふうな結果になる場合も起きるわけでございます。現

にいたしまして非常に多くの紛争があり、訴訟事件

來もいろいろの問題が出てくるわけであります。

そこで、簡単に増改築のためにその特約を撤廃してしまったが、これが適当でないわけでございま

す。したがいまして、第二項におきましては、個別的に当該の増改築について「土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可」のみを与えるということにいたしたわけであります。

○松野孝一君 次に、借地法第九条ノ二の関係について、これはたいしたことではありませんけれども、一応お尋ねしておりますが、借地法第九条ノ二は、借地上の建物を第三者に譲渡しようとする場合についてのみ規定しており、借地上に建物が存しない場合の賃借権の譲渡または転貸については、その承諾にかかる許可の裁判を認めていません。

また、借地法第九条ノ二の規定によつて公正な裁判をしていただくというところにねらいがあることだと思いますので、無断で譲渡してしまった場合は九条ノ二の規定によつて救済されることはないということになるわけだと思います。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどもちょっと申し上げた点でございますが、九条ノ二は、あくまでその建物を第三者に譲渡しようという契約を解除することができるということになるわけだと思います。この規定は、あくまでも賃借人がその建物を第三者に譲渡しようという場合に、あらかじめ協議がととのわなければ、裁判所によって公正な裁判をしていただくというところにねらいがあることだと思いますので、無断で譲渡してしまった場合は九条ノ二の規定によつて救済されることはないということになるわけだと思います。

○松野孝一君 それから借地法の十二条関係についてちょっとお伺いします。

○政府委員(新谷正夫君) 貸人に無断で借地権を譲渡、転貸した場合には、民法第六百十二条第二項の規定どおり、原則として賃借契約の解除が認められると思うが、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

さらに、借地上の建物を譲渡してしまった後はどうなるかという問題でございますが、これは賃貸人の承諾を得ておりますればもちろん問題はないわけでございますが、承諾なしに建物を譲渡してしまいますと、民法の六百十二条に違反することになります。

そこで、これはたいしたことではありませんけれども、一応お尋ねしておりますが、借地法第九条ノ二は、借地上に建物を第三者に譲渡しようとする場合についてのみ規定しており、借地上に建物が存しない場合の賃借権の譲渡または転貸については、その承諾にかかる許可の裁判を認めていません。

また、借地法第九条ノ二の第一項の「申立」は、借地上の建物を譲渡した後には認められない

と考えるが、その解釈でよいのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 第九条ノ二の規定の趣旨は、借地権者がその借地上に建物を持っておりまして、これを他に譲渡しようとする場合、言い

ますと、これがたゞらに、その場合に借地権者としましていろいろの事情に基づいて自己の投下した資本を回収する必要があるという場合に起きた問題を解決しようとするものであります。

○松野孝一君 それから借地法の第十二条第二項の「相当と認ムル」とい

うことばがあります。「相当ト認ムル地代又ハ借

ヲ支払フヲ以テ足ル」というふうに規定してお

りますが、この「相当」というのは、主観的に相

当と考えるものでいいと思うのであります。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございま

す。第九条ノ二の第一項の規定によりまして借地権の譲渡についての承諾にかかる裁判をいたします際に、借地人と貸し主との間の利益の公平を期するというために、ただいまの「財産上ノ給付」を命ぜることができますようにいたしたわけでございます。この承諾にかかる許可を与えましても、金銭の支払いが行われないということになります。そこで客観的に裁判で相当でないということがわかることもありますかもしませんが、その場合に借地契約を債務不履行を理由として解除することができないものと考えるのであります。その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(新谷正夫君) 結論的には、ただいまおっしゃいましたとおりでございます。第十二条の「相当ト認ムル地代又ハ借貨」と申しますのは、借り主が相当と認める金額でよろしいわけ

あります。本来ならば、客観的に相当な地代である

ことは、借賃を支払いませんと、契約解除というふうな結果になる場合も起きるわけでございます。現

にいたしまして非常に多くの紛争があり、訴訟事件

があるわけでございます。

そこで、簡単に増改築のためにその特約を撤廃してしまったが、これが適當でないわけでございま

す。したがいまして、第二項におきましては、個別的に当該の増改築について「土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可」のみを与えるということにいたしたわけであります。

○松野孝一君 次に、借地法第九条ノ二の関係について、これはたいしたことではありませんけれども、一応お尋ねしておりますが、借地法第九条ノ二は、借地上の建物を第三者に譲渡しようとする場合についてのみ規定しており、借地上に建物が存しない場合の賃借権の譲渡または転貸については、その承諾にかかる許可の裁判を認めていません。

また、借地法第九条ノ二の規定によつて公正な裁判をしていただくというところにねらいがあることだと思いますので、無断で譲渡してしまった場合は九条ノ二の規定によつて救済されることはないということになるわけだと思います。

○政府委員(新谷正夫君) それから借地法の十二条関係についてちょっとお伺いします。

○政府委員(新谷正夫君) 貸人に無断で借地権を譲渡、転貸した場合には、民法第六百十二条第二項の規定どおり、原則として賃借契約の解除が認められると思うが、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

さらに、借地上の建物を譲渡してしまった後はどうなるかという問題でございますが、これは賃貸人の承諾を得ておりますればもちろん問題はないわけでございますが、承諾なしに建物を譲渡してしまいますと、民法の六百十二条に違反することになります。

そこで、これはたいしたことではありませんけれども、一応お尋ねしておりますが、借地法第九条ノ二は、借地上に建物を第三者に譲渡しようとする場合についてのみ規定しており、借地上に建物が存しない場合の賃借権の譲渡または転貸については、その承諾にかかる許可の裁判を認めていません。

また、借地法第九条ノ二の第一項の「申立」は、借地上の建物を譲渡した後には認められない

と考えるが、その解釈でよいのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 第九条ノ二の規定の趣旨は、借地権者がその借地上に建物を持っておりまして、これを他に譲渡しようとする場合、言い

ますと、これがたゞらに、その場合に借地権者としましていろいろの事情に基づいて自己の投下した資本を回収する必要があるという場合に起きた問題を解決しようとするものであります。

○松野孝一君 それから借地法の第十二条第二項の「相当と認ムル」とい

うことばがあります。「相当ト認ムル地代又ハ借

ヲ支払フヲ以テ足ル」というふうに規定してお

りますが、この「相当」というのは、主観的に相

当と考えるものでいいと思うのであります。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございま

す。第九条ノ二の第一項の規定によりまして借地権の譲渡についての承諾にかかる裁判をいたします際に、借地人と貸し主との間の利益の公平を期するというために、ただいまの「財産上ノ給付」を命ぜられた金銭の支払いをしない限り、適法に賃借権の譲渡、転貸ができるないものと思うのですが、それがたゞらに、その場合に借地契約で命ぜられた金銭の支払いをしない限り、適法に賃借権の譲渡、転貸ができるないものと思うのですが、それがたゞらに、その場合に借地契約を債務不履行を理由として解除することができないものと考えるのであります。その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(新谷正夫君) それから借地法の十二条関係についてちょっとお伺いします。

○政府委員(新谷正夫君) 貸人に無断で借地権を譲渡、転貸した場合には、民法第六百十二条第二項の規定どおり、原則として賃借契約の解除が認められると思うが、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

さらに、借地上の建物を譲渡してしまった後はどうなるかという問題でございますが、これは賃貸人の承諾を得ておりますればもちろん問題はないわけでございますが、承諾なしに建物を譲渡してしまいますと、民法の六百十二条に違反することになります。

そこで、これはたいしたことではありませんけれども、一応お尋ねしておりますが、借地法第九条ノ二は、借地上に建物を第三者に譲渡しようとする場合についてのみ規定しており、借地上に建物が存しない場合の賃借権の譲渡または転貸については、その承諾にかかる許可の裁判を認めていません。

また、借地法第九条ノ二の第一項の「申立」は、借地上の建物を譲渡した後には認められない

と考えるが、その解釈でよいのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 第九条ノ二の規定の趣旨は、借地権者がその借地上に建物を持っておりまして、これを他に譲渡しようとする場合、言い

ますと、これがたゞらに、その場合に借地権者としましていろいろの事情に基づいて自己の投下した資本を回収する必要があるという場合に起きた問題を解決しようとするものであります。

○松野孝一君 それから借地法の第十二条第二項の「相当と認ムル」とい

うことばがあります。「相当ト認ムル地代又ハ借

ヲ支払フヲ以テ足ル」というふうに規定してお

りますが、この「相当」というのは、主観的に相

当と考えるものでいいと思うのであります。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございま

す。第九条ノ二の第一項の規定によりまして借地権の譲渡についての承諾にかかる裁判をいたします際に、借地人と貸し主との間の利益の公平を期するというために、ただいまの「財産上ノ給付」を命ぜられた金銭の支払いをしない限り、適法に賃借権の譲渡、転貸ができるないものと思うのですが、それがたゞらに、その場合に借地契約を債務不履行を理由として解除することができないものと考えるのであります。その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(新谷正夫君) 結論的には、ただいまおっしゃいましたとおりでございます。第十二条の「相当ト認ムル地代又ハ借貨」と申しますのは、借り主が相当と認める金額でよろしいわけ

あります。本来ならば、客観的に相当な地代である

ことは、借賃を支払いませんと、契約解除というふうな結果になる場合も起きるわけでございます。現

にいたしまして非常に多くの紛争があり、訴訟事件

があるわけでございます。

問題を解決いたしますために、ともかくも、借り主は、客観的にその地代あるいは借質の増額が相当だと考えられましても、幾ら払えばよろしいかということが見当がつかないわけでございましたて、ある程度増額の必要があると見えられますれば、そのみずから相当と考えた金額を支払っておくということにいたしたわけでございます。たとえその払った額よりも高額に裁判所の裁判によりまして地代あるいは借質が確定いたしましたとしても、それによつて賃借人に債務不履行の責任は負わせないようにしてようというのがこの規定の趣旨でござります。もつとも、裁判によりまして確定いたしました借質が賃借人の払いました金額より多い場合には、その差額を清算する必要があるわけでござります。それが第十二条第二項の後段にその規定を設けてその間の調整をはかることによつてござります。

○松野孝一君 それから裁判手続関係について

上げるまでもないことではござります。そこで、非

訴事件手続法の従来の原則に立ちましてこの事件を処理するということは必ずしもこの場合適當な

といふように考えられまして、できるだけ訴訟形態に近い形にいたしまして事案の公正な処理ができるよういたしましたわけでございます。

若干の規定を設けまして、非訴事件手続法の原

則に対しまして特別の定めを設けたわけでござ

ります。

たとえば、第十四条ノ六でございますが、裁判所は必ず審問期日を開きまして当事者の陳述を聞

かなければならぬということにいたしてござ

ります。これは、申立人のみではなく、その相手方

の陳述ももちろん含まれるわけでございまして、

まだ当事者は、申立人以外の者といえどもこの

審問に当然立ち会う権利を与えた機会にいろいろの主張もできるよういたしたわけでござい

ます。

ささらに、次の第十四条ノ七でございますが、裁

判所は、非訴事件手続法によりますと、職権を

もつて事実の探知をし、さらに職権をもつて証拠

調べをすることができるようになつておるのでござ

ります。

ささらに、そのほか、非訴事件手続法におきまして、当事者と、また利害関係を疏明しまし

た第三者に記録の閲覧を請求することができるよ

うにいたしたわけでござります。これによりまし

て、ある程度手続が公開されるということにより

まして公正に裁判が行なわれ得るように担保しよ

うというわけでございます。

いろいろほかにもこまかい規定がござります

が、特に借地関係の問題につきまして争訟的な色

合いがかなり深いものでござりますので、一般的

非訴事件とは若干性格を変えまして、民事訴訟的

な色彩を加え、できるだけ公正な裁判ができるよ

うにいたしたつもりでござります。

○松野孝一君 それから借地法の第十四条ノ十一

の規定は、借地法第八条ノ二第三項等の裁判で給付を命ずるものは「強制執行ニ関シテハ裁判上ノ

和解ト同一ノ効力ヲ有ス」、こういうふうに規定

しておるので、これは従来のいろいろの立

法の例だところがあるかどうかわかりま

せんが、「執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力

ヲ有ス」とか書いてあると思いませんが、特にこう

いうふうに書いたのは、何か意味があるわけです

れるということが確信を得られますと、直ちに裁判に移るということになつておるわけでございま

すが、それでは借地関係のこういった問題につい

て当事者の主張あるいは証拠調べの申し出を十分

尽くさせるという機会が必ずしも得られないよう

になる心配もあるわけであります。十分そういう

主張立証を尽くさせるということを考へますと

た主張立証を尽くさせるというふうに規定いたしたわけでございま

す。

ささらに、そのほか、非訴事件的な裁判に

つきまして、給付を命ずる裁判につきましては

「強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一の効力

を有ス」というふうに規定いたしたわけでござ

ります。これは、御質問のように、現行法におき

ましてこういう場合にいろいろの形で規定され

るわけでござります。たとえば、「執行力ヲ有

スル債務名義ト同一ノ効力ヲ有ス」とか、あるい

は「裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」とか、あ

るいは「確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス」とか、そ

れぞの規定によりましてその使い方が違つてお

るわけであります。現に、非訴事件的な裁判に

つきまして、「和解ト同一ノ効力ヲ有ス」とい

うのもござりますし、また、「債務名義ト同一の

効力ヲ有ス」という表現をとつたものもあるわけ

でございますが、ここで特に「強制執行ニ関シテ

ハ裁判上ノ和解ト同一の効力ヲ有ス」といたしま

したのは、給付を命ずる裁判でございますので、

これによって強制執行できるようになつたす必要

がござります。そういう意味で、裁判上の和解と

同一の効力を持たせることによりまして、さらには

これが確定判決と同一の効力を持つことになり、

それが債務名義になるということでございま

す。

それで、単純に「裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」

というふうに書きますと、これは「確定判決ト同

一ノ効力ヲ有ス」というふうに裸で書いてしま

うのと同じ形になるわけであります。そういたしま

すと、非訴事件の裁判につきまして從来いろいろ

議論されておるところでござりますけれども、そ

の裁判に既判力を生ずるかどうかという点が非常

に問題になるわけであります。この手続によりま

す裁判につきまして既判力を認めるということは

相当でございませんので、そういう意味で、ただ

「強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力

ヲ有ス」と、こういうふうにいたしまして、既判

力を持つていいという趣旨を出そととしたので

ござります。

同時にまた、執行力ある債務名義た

る効力を有すというふうな書き方をいたします

○政府委員(新谷正夫君) 借地法第八条ノ二あることは第九条ノ二等の裁判につきましては、第十四条ノ三の新設規定によりまして非訴事件手続法の規定を原則的に準用いたすことによつておるのでござります。非訴事件手続法でござりますと、もちろん訴訟法とは性格を異にいたします。訴訟の形で手続が進行するものではもちろんないわけでござります。しかしながら、借地関係の問題につきましては、貸し主と借り主の事実上の利害の対立というのがございます。法律上の紛争とは言えないかもしれませんけれども、そういう対立した当事者があるということは、これはもう申し

れるということが確信を得られますと、直ちに裁判に移るということになつておるわけでございま

すが、それでは借地関係のこういった問題につい

て当事者の主張あるいは証拠調べの申し出を十分

尽くさせるという機会が必ずしも得られないよう

になる心配もあるわけであります。十分そういう

主張立証を尽くさせるということを考へますと

た主張立証を尽くさせるというふうに規定いたしたわけでございま

す。

ささらに、そのほか、非訴事件的な裁判に

つきましては、給付を命ずる裁判につきましては

「強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一の効力

を有ス」というふうに規定いたしたわけでござ

ります。これは、御質問のように、現行法におき

ましてこういう場合にいろいろの形で規定され

るわけでござります。たとえば、「執行力ヲ有

スル債務名義ト同一ノ効力ヲ有ス」とか、あるい

は「裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」とか、あ

るいは「確定判決ト同一ノ効力ヲ有ス」といたしま

したのは、給付を命ずる裁判でございますので、

これによって強制執行できるようになつたす必要

がござります。そういう意味で、裁判上の和解と

同一の効力を持たせることによりまして、さらには

これが確定判決と同一の効力を持つことになり、

それが債務名義になるということでございま

す。

それで、単純に「裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」

というふうに書きますと、これは「確定判決ト同

一ノ効力ヲ有ス」というふうに裸で書いてしま

うのと同じ形になるわけであります。そういたしま

すと、非訴事件の裁判につきまして從来いろいろ

議論されておるところでござりますけれども、そ

の裁判に既判力を生ずるかどうかという点が非常

に問題になるわけであります。この手続によりま

す裁判につきまして既判力を認めるということは

相当でございませんので、そういう意味で、ただ

「強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力

ヲ有ス」と、こういうふうにいたしまして、既判

力を持つていいという趣旨を出そととしたので

ござります。

同時にまた、執行力ある債務名義た

る効力を有すというふうな書き方をいたします

と、これは強制執行の手続の関係で若干明らかでない問題が起きてくるわけあります。たとえば、承継人に対してその裁判が効力を持つのかどうか、あるいは、執行力付与の手続が一体どういうふうになつていいのかというような問題、あるいは、請求異議の訴えが起こせるのかどうかといふうな、いろいろの疑問が出てくるわけでござります。そういう点を避ける意味におきまして、「裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」という表現をとつてきたわけでございます。これはあくまで「強制執行ニ関シテハ」という規定が入つておりますので、そういう強制執行についてはこれが債務名義になるわけでござりますが、裸で書いてございませんので既判力を持つてないという趣旨をこれで出そうとしたわけでございます。

○松野孝一君 それから借地法第十四条ノ十です。この規定によりますと、借地法第八条ノ二及び第九条ノ二等の裁判は「最終ノ審問期日後裁判確定前ノ承継人」に対してその効力を有することとしているが、その趣旨は、裁判が無意味になることを防ぐものと考えるのであります。しかし、裁判確定後の承継人に対する効力はどういうふうになるものでありますか。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどの御質問でちょっとと触れたわけでござりまするが、そういう点も十四条ノ十一の規定の表現によりまして明らかにしようとする意図があるわけでござります。確定後の承継人に対して効力を生ずるか生じないかということも確かに問題になりますので、第十四条ノ十一におきまして「裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」ということにしております。そして、民事訴訟法の二百三條あるいは二百一条の規定によりましてこれが承継人に対してもその効力を持つことになるわけでございます。そういう意味で十四条ノ十一の規定をこのように定めたのでございます。

○松野孝一君 次は、借家法関係について伺いまます。

借家法第七条ノ二の規定における「相続人ナク

シテ死亡シタル場合」と、こういうふうに規定されておるのであります。これは、解釈上、相続人の全員が相続放棄をした場合も含まれるわけであります。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおり考えております。これは共同の場合にも同じような問題が起きます。これは共同の場合は、その解釈も同じような解釈になっておりますので、全員相続放棄いたしました場合も当然含まれるというふうに解釈すべきものと考えております。

○松野孝一君 もう一つ、借家法第七条ノ二の規定による借家権の承継は、「居住ノ用ニ供スル建物」のみについて認めるものとしておりますが、店舗や事務所等については承継を認めないのでありますか。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございますが、この規定によると、借地法第八条ノ二及び第九条ノ二等の裁判は「最終ノ審問期日後裁判確定前ノ承継人」に対してその効力を有することとしているが、その趣旨は、裁判が無意味になることを防ぐものと考えるのであります。しかし、裁判確定後の承継人に対する効力はどういうふうになるものでありますか。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほどの御質問でちょっとと触れたわけでござりまするが、そういう点も十四条ノ十一の規定の表現によりまして明らかにしようとする意図があるわけでござります。確定後の承継人に対して効力を生ずるか生じないかということも確かに問題になりますので、第十四条ノ十一におきまして「裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス」ということにしております。そして、民事訴訟法の二百三條あるいは二百一条の規定によりましてこれが承継人に対してもその効力を持つことになるわけでございます。そういう意味で十四条ノ十一の規定をこのように定めたのでございます。

○松野孝一君 次は、借家法関係について伺いまます。

借家法第七条ノ二の規定における「相続人ナク

す。地下または空間の地上権を設定いたしましたためにその第三者の承諾を得ておるわけでございません。本来ならば、第三者は空間あるいは地下に及ぶ使用権を持っておるわけでございますが、新しく設定された地下あるいは空間の地上権のために自己の権利の行使を制限されても差しつかえないという意味でこの承諾を必要とするわけでござります。したがいまして、もしもこの地上権が消滅してしまったということになりますれば、従来の第三者の権利は当然復活すべきものというふうに解釈いたしております。

○後藤義隆君 ちょっといまの間に関連して。第八条ノ二の第一項に關係するものですが、木造等の非堅固な建物の所有を目的とした賃貸借契約を締結して、現にその建物がそこに存する、その建物を保護するという意味でもってこういう法律をつくる必要もあるが、建物が實際はつくられなくてそのままになつておる、契約はそういう目的でしたけれども、そのままになつて建物が現存しない場合に、なおそれでもこういう法律をもつてその賃借権を保護する必要があるかどうか、その点はどうでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) これは、直接には、木造の建物があります場合に、それを堅固な建物に直していくという必要性のある場合をねらった第三者的な要件が備わりますと、当然内縁の妻とか事実上の養子にその賃借権が承継されることになります。もちろん、そういう店舗、事務所といえども、その借り主につきまして第七条ノ二に定められるような要件が備わりますと、当然内縁の妻とか事実上の養子にその賃借権が承継されることになります。もちろん、そういう店舗、事務所といえども、その借り主につきまして第七条ノ二に定められるような要件が備わりますと、当然内縁の妻とか事実上の養子にその賃借権が承継されることになります。

○松野孝一君 最後に、民法関係についてちょっとお尋ねいたします。

民法第二百六十九条ノ二の第二項の規定によりますと、第三者の承諾を得て地下または空間の一部の地上権が設定された場合に、第三者の使用収益権はそれがだけ制限を受けると思うのであります。一部の地上権が消滅したときには第三者の権利は当然復活するものと考えていいでしょね。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでござります。この規定によると、第三者の承諾を得て地下または空間の一部の地上権が設定された場合に、第三者の使用収益権はそれがだけ制限を受けると思うのであります。しかし、それはあとのほうでござります。

借家法第七条ノ二の規定における「相続人ナク

間がどうなつておるとか、あるいは土地の状況、借地に関する從前の経過、その他一切の事情を考慮して裁判所が公正な判断を下すことになつておられます。したがいまして、借地契約はありますけれども建物をその上に建てていなかつたという事情がどういう事情に基づくものであるかというふうな事情も十分裁判所においてしんしゃくされまして、裁判所が公正な判断を下すことはあります。したがいまして、もしもこの地上権が消滅してしまつたということになりますれば、従来の第三者の権利は当然復活すべきものというふうに解釈いたしております。

○後藤義隆君 それから八条ノ二の第三項の関係であります。これは松野さんからさつきちょっとお確かめがあつたのですが、この裁判をなすにあつて地代の増額その他金銭の支払いを命ずるという裁判は、これはいわゆる法律上の条件ですか、それとも法律上の条件ではないのかどうか。

それからもし金銭の支払いをせなかつたときは強制執行の目的になることは当然であるが、しかしそれを許すか許さないかというふうな事情も十分裁判所においてしんしゃくされまして、裁判所が公正な判断を下すことはあります。したがいまして妥当な判断が裁判所によってなされるものと期待いたしておるわけでございます。

○後藤義隆君 それから八条ノ二の第三項の関係であります。これは松野さんからさつきちょっとお確かめがあつたのですが、この裁判をなすにあつて地代の増額その他金銭の支払いを命ずるという裁判は、これはいわゆる法律上の条件ですか、それとも法律上の条件ではないのかどうか。

それからもし金銭の支払いをせなかつたときは強制執行の目的になることは当然であるが、しかしそれを許すか許さないかというふうな事情も十分裁判所においてしんしゃくされまして、裁判所が公正な判断を下すことはあります。したがいまして妥当な判断が裁判所によってなされるものと期待いたしておるわけでございます。

借家法第七条ノ二の規定における「相続人ナク

は期間を変更したり、あるいは特別な財産上の給付を命ぜるということをすることによりまして貸し主と借り主との間の利益の公平をはかつていうという趣旨でございます。第八条ノ二の第三項の規定は、あくまでも第一項、第二項の裁判に付隨的になされる裁判でございまして、これは当事者の利益の公平をはかるために裁判所が特にそういう裁判を付け加えてなすわけであります。したがいまして、これは当然に支払われることが条件になるというのではございませんで、第一項の裁判と第二項の裁判とはそれ自体として効力を生じますし、また、第三項によつて特別に裁判所が付隨的に行ないます裁判は第三項の特別の裁判であります。したがいまして、一項、二項と直接これが条件あるいは結果の関係に立つといふものではないわけであります。

ただ、第九条ノ二の第二項の場合におきまして、「其ノ許可ヲ財産上ノ給付ニ係ラシムルコトヲ得」といたしておりますが、これは条件でございます。

この場合にはその支払いをいたしませんと、賃借権の譲渡、転貸についての承諾にかかる許可は効力を生じないことになるわけであります。

○後藤義隆君 そうすると、第八条ノ二の三項ですが、裁判所が財産上の支払いを命じてもこれを払わなかつた、強制執行しても目的を達することができなかつた、そういうふうな場合でも、あくまでその賃貸借を継続しなければならぬということになると、思いますが、そういうことになります。

○政府委員(新谷正夫君) これは先ほども御質問があつた点に関連いたしてまいりますが、第八条ノ二の第三項の裁判、特に給付を命じます裁判につきましては、第十四条の一によりまして債務名義になるわけでございます。したがいまして、もし払いませんと、強制執行をなし得るといふことになるわけであります。これは払つてないからといつて当然に第一項あるいは第二項の裁判が失効するといふにはならないわけでございま

す。

は期間を変更したり、あるいは特別な財産上の給付を命ぜるということをすることによりまして貸し主と借り主との間の利益の公平をはかつていうという趣旨でございます。第八条ノ二の第三項の規定は、あくまでも第一項、第二項の裁判に付隨的になされる裁判でございまして、これは当事者の利益の公平をはかるために裁判所が特にそういう裁判を付け加えてなすわけであります。したがいまして、これは当然に支払われることが条件になるというのではございませんで、第一項の裁判と第二項の裁判とはそれ自体として効力を生じますし、また、第三項によつて特別に裁判所が付隨的に行ないます裁判は第三項の特別の裁判であります。したがいまして、一項、二項と直接これが条件あるいは結果の関係に立つといふものではないわけであります。

ただ、第九条ノ二の第二項の場合におきまして、「其ノ許可ヲ財産上ノ給付ニ係ラシムルコトヲ得」といたしておりますが、これは条件でございます。

この場合にはその支払いをいたしませんと、賃借権の譲渡、転貸についての承諾にかかる許可は効力を生じないことになるわけであります。

○後藤義隆君 そうすると、第八条ノ二の三項ですが、裁判所が財産上の支払いを命じてもこれを払わなかつた、強制執行しても目的を達することができなかつた、そういうふうな場合でも、あくまでその賃貸借を継続しなければならぬといふことになると、思いますが、そういうことになります。

○政府委員(新谷正夫君) これは先ほども御質問があつた点に関連いたしてまいりますが、第八条ノ二の第三項の裁判、特に給付を命じます裁判につきましては、第十四条の一によりまして債務名義になるわけでございます。したがいまして、もし払いませんと、強制執行をなし得るといふことになるわけであります。これは払つてないからといつて当然に第一項あるいは第二項の裁判が失効するといふにはならないわけでございま

す。

○委員長(和泉覺君) 次に、執行官法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○松野幸一君 執行官法ですが、これは前回の同僚の稻葉委員からの質疑応答でわかつておるのであります。ただし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○松野幸一君 執行官法ですが、これは前回の同僚の稻葉委員からの質疑応答でわかつておるのであります。ただし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 仰せのように、戦前は相当の人数がありました。平均いたしまして六百人。それが、戦後は、終戦直後と申しますれば、やはり民事事件等が減少いたしました。一方で、資料の表にもありますように、三百二十八人というような少ない人数のときもあつたわけであります。だんだん戦後の社会状態が平常に復しますにつれまして、三十五年までは漸増の傾向にあつたわけでございます。その後漸次また減少の傾向をとりまして、ことしの三月末現在では三百二十五人というふうに戦争直後の最も人�数が少なかつたときを下回つてゐるというような状況が出ております。これは、執行事件数が、同じ「参考資料」の表にも出でておりますように、多少は、執行官は裁判所職員で固定俸給制という形になつておきます。それからオーストリアにおきましては、執行官は裁判所職員で固定俸給制といふ形でござりますが、イギリスのシェリフは手数料

制のようでございます。それからアメリカにもシェリフないしマーシャルというようなものがございますが、これらの英米の法制におきましてはこういふ仕事を担当しているものが刑事関係の執行も行なうというふうな形になつてゐるものより違つたもののように考えられるわけでございま

す。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 現在の執行官の補助金と申しますのは、年額の手数料の収入が二十四万二千円に達しないものにつきまして、その手数料収入との差額を補助するというこ

となのでござりますが、この法規がもし成立いたしまして新しい執行官が任命されるということになりますれば、この二十四万二千円の補助金額が、六十二万二千円という、三倍に近い程度の増額になるわけでございます。ただし、それは新しい法律によりまして新しい資格に基づいて任命された新執行官がそういう待遇を受けるということでござりますので、現在の執行官は、この法律の附則の規定によりまして施行と同時に執行官に任命されたものにみなされるわけでございま

す。

○松野幸一君 この手数料は、これはみな最高裁

判所の規則に定められることになつてゐるのだと申しますか、現行は執達吏手数料規則——これは

法律でございますが、それで手数料をとれる場合とその額がきまつておるわけでございますが、今回の新法によりますと、手数料をとり得る場合は、八条の規定でございます。その額につきましては、いろいろこまかい問題になるものでござりまするから、裁判所の規則に落とすというたてまえになつております。そこで、もし法律が通りますれば、私どもいたしましてこの点に関する裁判所の規則をつくらなければならぬといふことになるわけでございますが、ただいま私どものほうでこの手数料の額につきましてどういうふうに考へてどういう規則をつくるかということにつきましての方針は、昨年訴訟費用等臨時措置法の改正がございまして、主として執行吏の手数料の値上げが改正され、その結果、従前の約三割増しという手数料の額を認めていたきましたので、今回はさらに手数料を上げるということのさしあたつたの必要性をまだ感じておりません。そこで、大体従来の手数料の額をそのまま規則に書くつもりでおります。

ただ、二、三こまかい点で新しく手数料をとることが法律上認められましたものにつきましての額を定め、あるいはごくわずかな部分につきまして従来よりも手数料の額を上げたいと考えております

点について申し上げますと、まず第一に、値上げをいたしまして、書類の送達はただいま六十円とあるのを八十円程度に、告知・催告の手数料がただいま六十円とあるのを百円程度に、それから書記料を、これはまあ値上げにはなりませんけれども、ただいま半枚につき二十円ということになつておりますのを一枚につき四十円という程度の値上げを考えておりますし、新しく法律上先ほど申しました執行官法の八条の規定で手数料をとることを認められました、たとえば差押物または仮差押物の点検等につきまして、差押手数料の半額、あるいは、商法等による調査の援助・立会等につきまして、従来規定がなかつたのでありまするが、今回はこれを千円の手数料を認める、それ

も從来規定がありませんでしたので、差押手数料の区別に従つてその十分の三の手数料を認められる、あるいは休日・夜間の執務につきましては、八条の一の割り増しを認めるという程度の改正をいたしたいと思つております。

○松野孝一君 もう一つ、この執行官法を実施する場合には、たとえば執行役場を廃止する等、その全従業員を裁判所の庁内の事務室に入れなければならぬというようなこともあります。しかし、そのほかいろいろかかると思いますが、この予算はどのくらい要求される見込みですか。これを実施する場合においてどのくらい予算がかかるんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) ただいまのところ、法律を施行しましてどうしても執行吏役場の職員を裁判所の中に入れることができないところと申しますのは、全國の役場、三百六十ヶ所はやはり研修が必要だと思うのです。積極的にこれはやつてもらいたいと思いますが、その予算もやはり考えてやつてもらいたいと思います。ただいま幾らという積算はまだいたしておりません。

○松野孝一君 私の言いたいのは、もう一つ、執行官はやはり研修が必要だと思うのです。積極的にこれはやつてもらいたいと思いますが、その予算もやはり考えてやつてもらいたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 執行官の研修につきましては、当法務委員会におきましても昨年來そういう点の御指摘がございまして、私どももその必要性を十分に感じておつたわけでございますが、ことしの予算といたしまして大蔵省も初めてわざかではございますけれどもそのため法律が施行されまして人を入れることができないわけでございます。ただ、裁判所の中に詰め所があるという形をとりませんと、どうしても法律違反になります。そこで、その十ヵ所につきましては、この十ヵ所につきましては、物理上どうしても法律が施行されまして人を入れることができないわけでございます。たゞ、裁判所の中に詰め所があるという形をとりませんと、どうしても法律違反になります。

ことは必ずしも可能でございませんので、やむを得ず机一つを入れるというような形に十ヵ所はな

どん程度やるかということにつきましては、ただいま経理とも折衝中でございまして、来年度のそ

の点に関する予算要求をどの程度するかというこ

とにきましては、担当の局はむしろ経理にあるわけでございますが、私どものほうとしては、この法律の趣旨が十分通るよう経理のほうと折衝いたしまして、大蔵省との折衝に当たつてもらいたい、かよう思つておるわけでございまして、ただいま幾らという積算はまだいたしておりません。

どの程度やるかということにつきましては、ただいま経理とも折衝中でございまして、来年度のそ

の点に関する予算要求をどの程度するかといふことは必ずしも可能でございませんので、やむを得ず机一つを入れるというような形に十ヵ所はなるかと思ひます。しかし、その他の場所におきましても、一応裁判所の中に執行吏役場の人員を取り入れることといたしましても、必ず不十分な場所がたくさん出てくるわけでございます。裁判所が新設されるところにおきましては、その場所に必ず執行吏の事務室をつくるということに、これ

は裁判所の経理のほうでも、今後の設計は必ずそ

午後一時五十三分休憩

○委員長(和泉覺君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

○稻葉誠一君 非訟事件手続法による場合に、憲法第八十二条の「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」これとの関連では具体的にどういう問題があるのですか。何か法制審議会で相当議論がこの点についてあつたのですか。借地借家法の中で非訟事件手続によるものがあつたとしても、憲法との関係で特に問題となるべきものはないわけですか。その点はどうなるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 非訟事件手続と憲法第八十二条との関係でござりますが、これにつきましては、具体的にはいろいろの訴訟事件あるいは執行官に優秀な人材を得るという自信がありますが、だいぶ待遇改善にもなつたように思うのですが、たゞ待遇改善にもなつたように思つておられます。ただ、この執行官法によりまして、今後ますます予算的な措置をいたしまして、その研修がもう少し充実できるよう方向に努力いたしたいと思っております。

○松野孝一君 この執行官法によりまして、今後の執行官に優秀な人材を得るという自信がありますが、だいぶ待遇改善にもなつたように思つておられます。ただ、この執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付について

は、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」と書いてあります。ですが、執行官の待遇の改善についてさりにあります。それがたくさん出てくるわけでございます。これは最高裁判所におきましては、具体的にはいろいろの訴訟事件あるいは執行官に優秀な人材を得るという自信がありますが、だいぶ待遇改善にもなつたように思つておられます。ただ、この執行官法によりまして、今後ますます予算的な措置をいたしまして、その研修がもう少し充実できるよう方向に努力いたしたいと思っております。

○政府委員(塙野宣慶君) 執行官の処遇につきましては、ただいま御指摘のとおり、今回の執行官

法におきましてある程度の待遇の改善ということがあります。それが本筋の費用をこの部分に充てていくということに、これ

は行なわれ得るものと考えておりますが、なむ必

ずしも十分でないということとは御指摘のとおりでございまして、ただいま御指摘いたしました条文にも記載してございますように、その処遇の問題につきましては、今後さらに前向きに検討を進めてなければならぬものと考えております。

○委員長(和泉覺君) 午後一時三十分まで休憩いたします。

借地法関係におきましてもその趣旨に従つてやる場合におきましては特に憲法八十二条との関係は出てこないという考え方にしてこの手続を定めたわけでございます。

○稲葉誠一君 本来、口頭弁論主義でやるものと非訟事件でやるものと、こういう二つの分け方をして、この分ける基準というものはどういうところに求められるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 要するに、その問題は、民事訴訟で處理すべき性質のものであるか、それとも非訟事件で處理すべき性質のものであるかということになるわけでございます。憲法第八十二条の趣旨は、口頭弁論を経まして判決の形式によって、言いかえますならば、訴訟の形式によつてやります場合に裁判の対審及び判決は公開の法廷でなされなければならないという趣旨であります。

そこで、しかば、民事訴訟の形式をとらない非訟事件はなぜ違うかということになるわけでござります。訴訟の対象になるものと非訟事件の対象になるものとまずどこが違うかということでござりますが、訴訟の対象になりますのは、対立

しました当事者の間で権利関係の存否について争いがある一方はそういう権利関係があるといい、他方はそういう権利関係がないという主張をいたしました場合に、国家機関である裁判所が第三者的な立場に立ちまして、その双方の主張を聞いて、そういった権利関係があるかないかというとの判断をいたすわけでございます。これが民事訴訟の対象となる事件でございます。ところが、非訟事件の場合には、そのような対立当事者

の間の権利関係の存否についての争いといふものはないわけでございます。もしも権利関係自体の存否について争いがありますれば、これは非訟事件で処理するということは許されないわけでありまして、当然民事訴訟によつて解決しなければならないわけでございます。非訟事件の対象になりますのは、ある一定の法律関係を当事者の間に

新しく形成していくとか、あるいは既存の法律関係、権利関係を変更していくというふうな場合に、非訟事件手続によりまして裁判所が一切の事情を考慮して合目的的にその裁量権に基づいてその法律関係の形成変更を行なうということになるわけでございます。したがいまして、非訟事件の場合は、その関係の当事者から裁判所に対しましてそういう法律関係の形成変更を求め、形成変更をしますのは裁判所でございます。当事者間の既存の法律関係があるかないかという判断ではなくて、新しく当事者の権利関係を創設したり変更したりしていく、これを後見的に裁判所が行なつていくわけでございます。いわばこれは一種の行政処分と同じようなものでございます。これを行政局で同様なことを行ないます場合には行政処分といわれるわけでございます。これを行政局で同じようなものでございます。これが行政局でなされなければならないというふうに解しておるわけでございます。しかし、これはあくまでも既存の法律関係があるかないかという判断ではなくて、新しく当事者の権利関係を創設したり変更したりしていく、これを後見的に裁判所が行なつていくわけでございます。したがいまして、非訟事件手続法の規定による

○稲葉誠一君 憲法八十二条の違反ではないといふことは、結局、終局的に公開の法廷でこれを行なうということが残されているというか、担保されているというか、そういう意味だから八十二条の違反でないということなんですね。結局、そういうふうになつてくると、非訟事件を取り扱う中での借地条件なりそういうふうなもののが存否ですか、権利関係ですか、これについては一応非訟事件を変更しようという場合に、新しく旧來の借地

条件と違う条件をそこに創設していくわけでございます。あるいは変更するということになるわけでありまして、これは当事者の間にその借地条件をついての争いがあるわけではないわけですね。一定の借地条件があるけれども、これを今後どういうふうに変えていくべきかという問題なの

○政府委員(新谷正夫君) 既判力の問題はそれに関連して起きる問題ではございませんけれども、既判力があるから、あるいはないから八十二条の違反にはならないというふうには考へられないわけでございます。八十二条は、そもそも、先ほど申し上げましたように、訴訟によつて法律関係を終局的に

確定を求めるいわゆる裁判についての規定でございませんので、裁判所が後見的に関与したことになります。非訟事件は、そうではありませんで、いたずらに将来に向かいましてそういう新たな裁判

は、いずれも将来に向かいましてそういう新たな裁判でございます。これによつて新しく法律関係が形成されますが、非訟事件の裁判はこれは判決ではございませんで、性質上こういったものは非訟事件であるべきであるというので、非訟事件手続法の規定による

ことにはならないというふうに解しておるわけでございます。また、最高裁の幾つかの判決例も、非訟事件は憲法八十二条の問題ではないということをはつきりといたしておるわけでございます。

○稲葉誠一君 憲法八十二条の違反ではないといふことは、結局、終局的に公開の法廷でこれを行なうということが残されているというか、担保され

ているというか、そういう意味だから八十二条の違反でないということなんですね。結局、そういうふうになつてくると、非訟事件を取り扱う中での借地条件なりそういうふうなもののが存否ですか、権利関係ですか、これについては一応非訟事件を変更しようといふことは、結局、終局的に公開の法廷でこれを行なうということが残されているというか、担保され

ているというか、そういう意味だから八十二条の違反でないということなんですね。結局、そういうふうになつてくると、非訟事件を取り扱う中での借地条件なりそういうふうの

事件がこうなつておるということにつきまして当事者の間に争いがあつたといつますと、これはそ

の借地条件がどうあるかということを確定する必要があるわけでございますが、これはもちろん訴訟の対象となつて民事訴訟で解決しなければならない問題でございます。したがいまして、この八

なりますれば、もちろん非訟事件のほうがその効力を失つてしまつたわけでございます。そういう意味において、かりに非訟事件の裁判が行なわれましても、訴訟によつて前提問題を争うという余地は、これは残されておるわけであります。もしも非訟事件の裁判に既判力があるということになりまして、その限りにおいてはすべての裁判所の手続によりましてこれをくつがえすということはできなくなるわけでござりますので、そういう意味でかりに非訟事件の裁判が行なわれましても、訴訟でやる場合には憲法八十二条の保障は残されておるという意味においては、稲葉委員の仰せのとおりでございます。しかし、本質的に八十二条のねらつておるところと非訟事件手続というのは、出発するのではないかと思います。

○稲葉誠一君 家庭裁判所の審判手続の問題で最高裁判所での判決が非常に大きく二つに分かれておるわけですね。二つに分かれているという意味は、多数意見と少数意見とが八対七ではどんどうがいるわけですね。これはまあ構成いかんによつては、多數意見と少数意見とが八対七ではどんどうがいるわけですね。これはまあ構成いかんによつては、多數意見と少数意見とが八対七ではどんどうがいるわけですね。そうすると、この家庭裁判所の審判手続が、いまの場合では七の意見ですね、七の意見が多数になつてくるといふと、公開の手続によるやり直しということはできなくなつてくるわけですね。八対七でその点について意見が分かれておるわけであります。これが七のほうが多いになってくるといふと、家庭裁判所の審判手続によつて行なわれたものについては、家庭裁判所の審判手続が、いまの場合では七の意見ですね、七の意見が多数になつてくるといふと、公開の手続によるやり直しということはできなくなつてくるわけですね。八対七でその点について意見が分かれておるわけであります。これが七のほうが多いになってくるといふと、家庭裁判所の審判手続によつて行なわれたものについては、家庭裁判所の審判手続が、いまの段階では口頭弁論によつてまたやれる可能性があるんなんですか。どういうふうになるわけですか。家庭裁判所の審判手続といふものは、いまの段階では口頭弁論によつてまたやれる可能性があるん

だと、多数意見は、だから憲法違反でないと、こゝで争つておるわけであります。ところが、それは八の意見で、七の意見は、そうではないんだと、これの意見が分かれておつて、七の意見が多数意見になると、もう地裁では公開の手続によるやり直しは認められないんだと、せつかく家庭裁判所というものができるから、そういうことになつてくるわけですね。そうなつてきた場合に、この非訟事件の手続といふものに関連してどういうようないいと見ていいわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) お話の最高裁判所の判断と申しますのは、昭和四十年の六月三十日にたまたま時を同じくいたしまして二つの事件につきまして最高裁判所の大法廷の判決が示されております。内容的には違いますけれども、論旨は全く二つの事件について同じことになつております。この最高裁判所の判決は、全員一致の意見といたしまして、一応、非訟事件の手続によるもの、この事件について申しますれば家庭裁判所の審判手続によつて行なわれるものは憲法八十二条の裁判ではないから、したがつて憲法違反にはならないということを言つておるわけでございます。ただがつて、これは憲法八十二条の裁判官の意見が一致しているわけでございます。したがつて、これは憲法八十二条の問題にはならない、この点においてはもうすべての裁判官の意見が一致しているわけであります。ただ、いまのお話のように、前提問題は別に争い得るか、あるいは、その前提問題もそれからこの審判の対象になりました事柄もこれはもう全く不可分のもので同一視されるべきだ、したがつて、もう家庭裁判所の審判だけを考えればいいのであつて、別に訴訟によつてその前提問題をどうするこうするということを考える必要はないといふ意見と、二つに分かれておるわけでございます。

そこで、いざれにいたしましても、非訟事件である限りにおきましては憲法違反にならないといふことは変わらないといったとして、それでは七名の方の裁判官の御意見に従つた場合、前提問題というふうな形で訴訟を提起された場合、これを訴訟の形で解決し得るかどうかということについては必ずしも触れておられないわけであります。ただ、非訟事件の裁判でござりますので、これは裁判そのものにも書いてございますが、形式的確定力はあるけれども既判力はないということを言つておるわけでございます。したがつて、もしもこの事件において問題になつておりますような問題とは違つておりますような

から、そのことも書つておりますけれども、しかしながら、少なくとも非訟事件そのものは憲法八十二条の問題とは全然別個なものでござりますけれども、非訟事件手続法が許されないということには必ずしもならないのじゃないかと思うのでございまして、家庭裁判所の審判は、先ほど申し上げましたように、形成的な裁判でございます。新しく法律関係をそこに設定しようということでございまして、夫婦の同居義務の態様をそこで新しくきめつくると、家庭裁判所の審判手続によって行なわれたものについては、公開の手続によつてはできるべきでないというのが七の意見だと。八対七で意見が分かれておつて、七の意見が多数意見になると、もう地裁では公開の手続によるやり直しは認められないんだと、せつかく家庭裁判所といつたものがつくられているのだから、そういうことになつてくるわけですね。そうなつてきた場合に、この非訟事件の手続といふものに関連してどういうようないいと見ていいわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) お話の最高裁判所の判断と申しますのは、昭和四十年の六月三十日にたまたま時を同じくいたしまして二つの事件につきまして最高裁判所の大法廷の判決が示されております。内容的には違いますけれども、論旨は全く二つの事件について同じことになつております。この最高裁判所の判決は、全員一致の意見といたしまして、一応、非訟事件の手続によるもの、この事件について申しますれば家庭裁判所の審判手続によつて行なわれるものは憲法八十二条の裁判ではないから、したがつて憲法違反にはならないといふ意見と、二つに分かれておるわけでございます。ただ、いまのお話のように、前提問題は別に争い得るか、あるいは、その前提問題もそれからこの審判の対象になりました事柄もこれはもう全く不可分のもので同一視されるべきだ、したがつて、もう家庭裁判所の審判だけを考えればいいのであつて、別に訴訟によつてその前提問題をどうするこうするということを考える必要はないといふ意見と、二つに分かれておるわけでございます。ただ、いまのお話のように、前提問題は別に争い得るか、あるいは、その前提問題もそれからこの審判の対象になりました事柄もこれはもう全く不可分のもので同一視されるべきだ、したがつて、もう家庭裁判所の審判だけを考えればいいのであつて、別に訴訟によつてその前提問題をどうするこうするということを考える必要はないといふ意見と、二つに分かれておるわけでございます。

〔委員長退席 理事木島義夫君着席〕

○稲葉誠一君 非訟事件手続法が憲法八十二条との関係で憲法違反になるとかないとか、私は一応そこまでいふふうに意見が分かれておりますけれども、結論的には結局同一に帰するわけでござります。非訟事件手続であれば憲法違反にはならないということにおいては、いづれの裁判官の意見も同一でござります。ただ、多數意見の判断理由によりますと、非訟事件によって判断されました事柄の前提となる事件についての問題とは違つておりますけれども、少なくとも非訟事件そのものは憲法八十二条の問題とは全然別個なものは認めへるべきでござります。

そこで、いざれにいたしましても、非訟事件である限りにおきましては憲法違反にならないといふことは変わらないといったとして、それでは七名の方の裁判官の御意見に従つた場合、前提問題といふふうな形で訴訟を提起された場合、これを訴訟の形で解決し得るかどうかということについては必ずしも触れておられないわけであります。ただ、非訟事件の裁判でござりますので、これは裁判そのものにも書いてございますが、形式的確定力はあるけれども既判力はないということを言つておるわけでございます。したがつて、もしもこの事件において問題になつておりますよ

訴では争えないんだというふうに読めるわけです。ぼくの読み方が悪いのかもわからないし、あるいは我妻さんの理解が悪いのかもわからない。そんなことを言うと我妻さんにおこられるかもしれないけれども……。

そうすると、結局、そのところが将来非訟事件手続法できました、きまつたけれども、最高裁判決いかんによつてはその前提たる権利関係といいうものを別訴で争えなくなつてくるということがかりに出てきたとする、ぼくは非常に大きな問題になつてくると思うんです。国民の権利が非常に侵害されるし、口頭弁論主義という大原則が全部くずれてしまうので、どうもおかしいと思うんです。だから、八対七でどうしてこう分かれたのか。その分かれ方が、裁判官の理解がおのの食い違つているので分かれたのでしょうかけれども、七が多数説になつてきて、八が少数説になつてくる可能性というものがいいのかどうか。もしあつた場合に、一体非訟事件手続法にどういう影響があるかということなんですが、我妻さんの書いたもののぼくの読み方が悪いのかも知れないけれども、そういうふうにとれるんですね。

○政府委員(新谷正夫君) この七名の方の御意見

が多數ということにかりになりました場合にどうなるかということをさいますが、これは、この判決に限りません。従来の最高裁判所の同種類の事件についての判決についても示されておりまするが、最近の裁判あるいは学説というものをながめてみましても、非訟事件の裁判に既判力はないというのが定説と言つてもいいくらいだと思うのでござります。今回の昭和四十年六月三十日の最高裁判所の判決におきましてこの既判力に直接触れておられる方はないようですが、それとも、判決そのものが形式的確定力はあると言つておられる方には、さらに別訴を起し得るということは、家庭裁判所の審判には既判力がないということを前提にしなければその言つておられる方には、必ずしも別訴を起し得るということを前提にしなければその

も、おそらくそういう前提に立つておるとは思うのでござりますが、そこまで明確に言われた方は

この判決についてはないのでござります。しか

し、過去の裁判例におきましてはそこを明確に示

されている意見も出ておりまして、少なくとも家庭裁判所の審判については既判力はないというふうに見てよろしいと思うのでござります。しかし

我妻先生のおっしゃつております点でございま

すが、私もあの雑誌を拝見いたしまして、何回も

読み返してみました。しかし、我妻先生のおつ

しゃる意味が、家庭裁判所の審判のことをおつ

しゃつておるのか、それとも将来の民事訴訟のあ

り方というものについて一つの示唆を投げかけて

おられるのか、その辺が必ずしも明確でないよう

に思つてござります。もう少し精密に勉強いた

しますれば、あるいは我妻先生の言わんとされて

おるところもわかるのではないかと思つてござ

りますけれども、少なくとも昭和四十年六月の最

高裁判所の二つの判決を通じましてこういう問題

があるということを提起されておる。それは、ど

ういうことかというと、従来の民事訴訟において

は口頭弁論主義ということで貫いておるけれど

も、ここまで来るならば、むしろ、訴訟の中にお

いても、口頭弁論主義に徹底するというよりは、

あるいは職権主義的な要素を加味することも考

えられるのではないかという趣旨のことをおつ

しゃつておるのじやないかという感じがするので

ござります。家庭裁判所の審判そのものがこうあ

るべきだという趣旨なのか、あるいは訴訟全般に

思つておつしゃつておるのか、その辺が必ずしも

明確でないよう思つてございます。

○稻葉誠一君 我妻さんは、七人の人の少数意見

についての理解のしかたが、ちょっとと御自分流に

理解されたんじやないかというふうに思つてます

がね。これはまあ話は別ですか、それ

ものと、その形成された結論といいますか、それ

が可分な場合もあるんですね、密接不可分で

分けられない場合もあるんですね。その点はどう

なんですか、具体的な例によつて言つておるわけでござります。別に非訟事件の裁判を取り消すとかなんとかいう必要はないという趣旨に解釈いたしております。

○政府委員(新谷正夫君) これは明確に分けられ

場合もあると思います。たとえば遺産の分割の

場合なんかを考えますと、分割そのものはこれは

形成になるわけでございます。ところが、相続が

開始したかどうかあるいは遺産があるかないか

というふうなことは別個の問題でございまして、

それ自体が訴訟によつて当然争い得る問題でござ

ります。したがいまして、すべて密接不可分のも

のだと私はいりますが、別個の問題でございまして、

それの事案によつて、前提問題は前提

問題として当然考へられる問題もあるわけでござ

ります。ただ、この事案につきまして、一部の裁

判官の方がこれは分けられないというふうにおつ

しゃつておるのもござりますけれども、すべてが

こうだという趣旨ではなかろうと思うのでござ

ります。

○稻葉誠一君 私が考へるのは、というか、問題

にするのは、非訟事件手続できました決定が、き

わめて、何といいますか、法的安定性というか、

そういうふうなものがないものとして受け取られ

る危険性があるんじやないかと、こう思つんで

がね、前提条件が一般の民訴でどんどんくつが

えていく可能性があればね。そつちは確定しち

ゃうんでしよう、まあ抗告があつたりなんかして

も。確定しちゃつて、その前提がくつがえつてく

る、そうした場合に、非訟事件の決定はどうなん

ですか。職権で破棄するんですか、申し立てによ

つてまだどうかするんですか。それは関係ないわ

けですか。

○政府委員(新谷正夫君) 非訟事件の裁判がござ

いまして、そのあとで前提問題について判決が別

訴で行なわれたという場合には、もしも非訟事件

のほうで、そういう前提問題ありといつて非訟

事件の裁判の効力は失うと、こういうふうに考

えます。そのことは、最高裁判所の

判決においてもそれを言つておるわけでございま

す。別に非訟事件の裁判を取り消すとかなんとか

いう必要はないという趣旨に解釈いたしております。

○稻葉誠一君 理論的にはそのとおりなんです

ね。当事者は、そうすると、あれですか、ただそ

のままほつておけばいいわけですか。裁判所もは

つておくわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) たとえば借地権の場合

について申し上げますと、借地権があるという前

提で条件変更の裁判を非訟事件の裁判によつて行

なつた。ところが、その後に借地権がなかつたと

いう判決が確定したといつしますと、もう借地権

が全然ないということが既判力を持つてしまいますし、かりに非訟事件の裁判がございました、裁判所も当事者もそれに反する主張はできないわけでございます。当事者の間では当然わかっています。当事者の間では当然わかっています。当事者の間では当然わかっています。

ことでござりますし、かりに借り主のほうでござりますし、かりに借り主のほうでござりますから、もはや

その基礎になります借地権そのものがないといふことが確定しているのでござりますから、もはや

その借地権がないということに反するような主張はその当事者はできないわけでござります。そ

う意味で、非訟事件のほうの裁判は効力を失う、こういうことにならうかと思います。

○稲葉誠一君 権利の形成変更というか、そういうようなものが非訟事件の手続で取り扱うものだ

といふことになれば、賃料の増減請求といふことも非訟事件でやることも考え方の違いでござりますから、別にそういう形でやることも不可能ではないと思うのでござります。あるいは

○政府委員(新谷正夫君) 賃料の増減請求も、これは新しくそういう法律関係を形成変更するわけ

でござりますから、別にそういう形でやることも不可能ではないと思うのでござります。

○政府委員(新谷正夫君) 賃料の増減請求も、こ

れは新しくそういう法律関係を形成変更するわけ

でござりますから、別にそういう形でやることも不可能ではないと思うのでござります。

○稲葉誠一君 権利の形成変更というか、そういう

ようなものが非訟事件の手続で取り扱うものだ

といふことになれば、賃料の増減請求といふことも非訟事件でやることも考え方の違いでござりますから、別にそういう形でやることも不可能ではないと思うのでござります。

○政府委員(新谷正夫君) 賃料の増減請求も、こ

れは新しくそういう法律関係を形成変更するわけ

でござりますから、別にそういう形でやることも不可能ではないと思うのでござります。

○稲葉誠一君 賃料の増減請求というものは、あ

れでしょ、非訟事件手続でやれるのですか。大

体やれないんでしょ、そんなものは。

○政府委員(新谷正夫君) 現在はできません。

○稲葉誠一君 できないのはどういうわけかといふことです。やれるようにしてやつたらいいじゃないかという意見もあるんですか。要綱のときには何かそういう考え方の方じやなかつたんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 「要綱試案」におきま

しては、地代の増減の請求を裁判所に対してでき

るようにしたらどうかという構想でてきておつた

わけでござります。しかし、これは、先ほど申し

上げましたように、その増減の効果の発生する時

期の問題もござりますし、どういう形にしたらいいかということは非常にむずかしい問題でござり

ます。現行法では実体法上の形成権の行使によつてその効果は生じているということになっている

のでございまして、これを将来裁判手続によつてすべてやるようにするのがいいかどうかというこ

とにつけは、もう少しいろいろの面から検討し

てみませんと、はたしてそれでいいかどうかとい

うことは申し上げられないわけであります。

○稲葉誠一君 たとえば形成の訴えということ

で、それを訴えを起こしたときに、原告の請求棄却というわけにはいかないというわけですね、形成

の訴えだから。必ずどこか境界を裁判所はきめなきやならぬわけでしょう。それから地代の増減の場合でも、たとえば地代の増額を要求しててみますね。その額が不適正だというわけで請求棄却といふわけにいかないわけでしょう。それから地代の増減

の訴えなんがありますわね。そうすると

と、それを訴えを起こしたときに、原告の請求棄却といふわけにはいかないというわけですね、形成

の訴えだから。必ずどこか境界を裁判所はきめなきやならぬわけでしょう。それから地代の増減

の訴えなんがありますわね。そうすると

と、それを訴えを起こしたときに、原告の請求棄却といふわけにはいかないというわけですね、形成

の訴えだから。必ずどこか境界を裁判所はきめなきやならぬわけでしょう。それから地代の増減

の訴えなんありますわね。そうすると

たんですか。どうもそら辺のところがぼくはよくわからないんです、なぜ形成権の行使なんていふことを言い出してきたのか。訴訟経済が中心なんですか。必ずしもそうでもないですか。変な質問で恐縮ですけれども。

○政府委員(新谷正夫君) 稲葉委員の仰せのよう

に、何回もそういう訴訟を繰り返すということ

は、すべての場合にこれはとてもその当事者の立場に立つて見ますと煩にたえないのでござります。話し合いがつきますならば、話し合いでやつたほうが円滑にくわけでござります。

○政府委員(新谷正夫君) 「要綱試案」ではそういう構想も考えておつたのでござります。

〔理事木島義夫君退席、委員長着席〕

現に、大部分のこういった事案は、訴訟にならないで、話し合いで話がついておるわけでござります。

これをすべて訴えの形式によらなければ地代の増減ができないということにいたしますと、非

常に窮屈なことになるということとは言えるわけ

でございます。同時に、いまのように何回も訴訟を繰り返すということになりますと、その当事者が

増減ができないということにいたしますと、非

常に窮屈なことになるということとは言えるわけ

でございます。と同時に、その裁判の効力の発生する時期の問題が、先ほど申し上げまし

たように、一つの問題でござります。また、その

裁判が確定するまでの間の地代の支払いの関係、あるいは債務の不履行になるからぬかといふ

うな問題もそれに関連して出てくる可能性もある

うと思うのでございまして、一律にこれを裁判手続によらなければできないというふうにするのは

いろいろの面でまだ不便な問題が残るんじゃない

かというふうに考えられるわけでござります。

○稲葉誠一君 形成権の行使というふうなことに

ついては、法律の明文がないというと形成権の行使だといふふうに認められないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございま

た、税金が上がったから、あるいは人事院の勧告が出たと、だから給料を上げてくれという意思表示をしますね。これは何ですか。これは形成権の行使じゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) それは形成権の行使でございません。ただ増額してもらいたいという希望の開陳でございまして、その意思表示をする

ことによって当然に給料が増額になるわけではありません。

○稲葉誠一君 だって、地代の場合は、土地使用の対価でしよう。給与というのは、労働力の対価ですわね。本質的にちつとも違わない。継続的な一つの契約関係であることも違わないわけですね。物価が上がり、税金が上がり、一定の年限がたてば給料が上がるというることは常識なわけです。物価が上がり、税金が上がり、一定の年限がたてば給料が上がるということは常識なわけです。そういうように、ある年限たてばある程度の増減ができるということも違わないわけですね。たてば給料が上がるということは常識なわけです。

○政府委員(新谷正夫君) たてば給料が上がったということになるのじやないですか。ならないですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは形成権の行使でございませんで、そういう意思表示をしましたか

らといって当然に給料がその額だけ上がるというのではないわけであります。

○稲葉誠一君 その理由はどういうところにある

べきまつているとかということになれば、それに基づいて給料を上げてくれと、この請求権を行使する

のは、そこで意思表示が到達すれば、適正などこ

ろまで給料が上がったということがあります。

まつっているとかということになれば、それに基づいて給料を上げてくれと、この請求権を行使する

のは、そこで意思表示が到達すれば、適正などこ

ろまで給料が上がったということがあります。

○政府委員(新谷正夫君) これは、そういう形成

権の行使という形で給料の増額の請求ができると

いう法律の根拠はないわけでござります。形式的にはまあそういうことであるうと思います。

○稲葉誠一君 仲裁裁定が出たらこれに従うと書いてあります。仲裁裁定があれば、給料をそこまで

上げるという意思表示をすれば、そこまで上がる

のじやないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 各個々の公務員におきまして、それを一々そういう意思表示をすること

によって当然に上がるものではないわけではございません。公務員の場合には、御承知のように給与の基準というものがきまっておりまして、これに基づいて給与を支給するということになっておるわけでございまして、個人の意思表示によって当然に上がるというわけではないわけでございます。

○稲葉誠一君 それは、あれでしよう、使用主と雇われた者との契約だからじゃないですか。契約できましたものを一方的に上げることができないというところに理論があるのじゃないですか。そうなつてくれば、地代だつて契約なんだから、途中で一方的に上げて、それは形成権の行使で適正できませんちやうというのはどうも納得できない。本質的に形成権の行使といふものなのか、地代はですよ。あるいは、法律の明文があつてはじめて形成権の行使といふことが認められたのかといふことですわね。法律の明文があつてはじめて認められたものだという事ならば、きわめて便宜的なものだというふうに考えられるわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) これは、法律の規定が相続人である限りにおいてはその権利を承継するわけでございます。

○稲葉誠一君 理論的にはもちろんそのとおりなんですが、何かそこに住んでいる人だけが相続権というものを取得するんだ。賃借権の相続をするんだと。その他の者は、現実に、概念的には相続するとしても、それを相続するについての利益となるんじゃないことは悪いんですけども、そういうよ

う問題ではないわけでございます。

○稲葉誠一君 では、借地借家法で形成権の行使として認められておるのは、建物買取請求権とか、造作物買取請求権とか、まだほかにもありますか。あるいは、商法なり民法の中で形成権の行使として認められておるものにはどんなものがありますか。

○政府委員(新谷正夫君) 解除権もそうでございまし、告知権もそうでございます。取消権もうでございます。あるいは商法では株式の買取請求権というようなものもございます。これは法律でその旨の明文の規定がございます場合に形成権の行使として許されるわけでございます。

○稲葉誠一君 借地借家法では何と何ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 地代実質の増減の請求権と、造作物の買取請求権、それから建物の買取請求権、解約告知もそうでございます。

○稲葉誠一君 相続の民法の規定の解釈いたしましては、そういうことは考えられませんか。あるいは、商法なり民法の中で形成権の行使として認められておるものにはどんなものがありますか。

○政府委員(新谷正夫君) そうすると、同居というものに限定したのはどういうわけなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 實際にその賃借によつて居住権が確保されおります者を保護していくという趣旨でございます。したがいまして、同居していない、ほかの建物に住んでいる者にまでその賃借権を承継させる必要はないわけでございまして、相続を開始いたしますと同時にその家庭から立ちのこなければならぬというふうなことを防ぐために同居者に限定して、なお、これをあまり広げますと、かえって混乱が起きる可能性もございますので、必要な限度にとどめるべきであらうというふうに考えたわけでございます。

○稲葉誠一君 労働基準法やなんかでは、たしか生計を一にする者というふうな書き方だったですね、そこに住んでいる人を保護するという考え方だ。そこで、賃借り人と生計を一にする者とい

う書き方では、何といいますか、法律の趣旨からいって違うということも言えると思いますけれども、元来は、前の法案では——要綱ですか、でありますので、これに関連して実はいろいろ問題があらうと思うのでござりますけれども、民法の相続のたてまえがこのようになつております以上、これはやむを得ないだらうと思うのでござります。

○稲葉誠一君 内縁の妻の場合が出てきているわけですけれども、これはそこに同居していないくともいいんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 今回の改正によります内縁の妻の場合が出てきていますが、これは、この規定の上にも表現してございますように、相続人なくして死亡しました当時に「婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ済サザルモ賃借人ト事実上夫婦キ」と、こういうことになつておりますので、その者は、つまりそういう養親子あるいは夫婦と同様の関係にありました同居者は、賃借人の権利義務を承継する、こういうふうにいたしたわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、同居というものに限定したのはどういうわけなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 實際にその賃借によつて居住権が確保されおります者を保護していく必要があります。そのときはどういう考え方だつたんですか。そこまで考え方つかなかつたというわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) まあその当時のことは私も実はよくわかりませんけれども、同居者は少なくともその建物に居住できるようにしようとしたんですか。そこまで考え方つかなかつたというわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 私も実はよくわかりませんけれども、同居者は少しあつもりであったと思うでございます。しかし、同居者といいますと、これも範囲が非常に広くなりますし、死亡の前日あるいはその当日同居してきたというふうな者もその中に入つてくる可能性もございます。そこまで認める必要はないのではあるまいか。從来被相続人とその建物に同居しまして一緒に暮らしておつた者ということがます一つの要件であろうと思うのでございますが、それにいたしましても、いかなる人でもその賃借権を承継させるというのは、これは少し行き過ぎ

の感があるのじゃないか。さりとて正規の相続人でない限りはいかなる人も承継しないというの

も、これは居住権を確保していくのには不十分でございますので、まあここに書いてありますよう

な限度で承継するというふうにいたしますれば、法律関係が不明確になるという心配はあるまいと

いうふうに考えたわけでございます。

○稲葉誠一君 これは建物だけの場合に限定されているわけですか。店舗の場合や事務所ですかの場合には含まないとかいう考え方もあるんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 第七条ノ二には「居住ノ用ニ供スル建物ノ賃借人が」と書いてございませんので、一応住宅ということになるわけでござい

ます。店舗、事務所の場合には、純然たる店舗、事務所であつてそこに居住していらないというふうな場合には、この規定は適用ないわけでございます。

しかし、同じく店舗、事務所と申しましても、そ

こに居住して居住の用に供している場合も相当あ

るわけでございます。そういう場合には、もちろんこの規定の適用があるということになります。

○政府委員(新谷正夫君) 通用がございます。

○稲葉誠一君 借家法の改正というのは、今まで非常に少ないわけですが、その他の借家法で特に改正すべき点というのは考え方のなかつたのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 通用がございます。

○稲葉誠一君 借家法の場合は、純然たる店舗、事務所であつてそこに居住していらないというふうな場合には、この規定は適用ないわけでございます。

しかし、同じく店舗、事務所と申しましても、そ

こに居住して居住の用に供している場合も相当あ

るわけでございます。そういう場合には、もちろんこの規定の適用があるということになります。

○政府委員(新谷正夫君) 通用がございます。

○稲葉誠一君 借家法の場合は、純然たる店舗、事務所であつてそこに居住していらないというふうな場合には、この規定は適用ないわけでございます。

しかし、同じく店舗、事務所と申しましても、そ

こに居住して居住の用に供している場合も相当あ

るわけでございます。そういう場合には、もちろんこの規定の適用があるということになります。

○政府委員(新谷正夫君) 通用がございます。

○稲葉誠一君 権利金は地代家賃統制令ではどういふくなっているのですか。とつちやいけないんでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 原則として授受を禁止されております。

○稲葉誠一君 されども、現実には行なわれているわけですね。それは、権利金をとった場合には、普通の場合に転貸借やなんかの家主の承諾は要らないというふうに見えていい場合が多いんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 権利金の性質はどういうものかといふことは帰着する問題であります。申しましても、その性質にはいろいろの態様のものがあるわけでありまして、たとえば場所的利息あるいはしにせ料とか、のれん代、そういうものを権利金と称しておるものもございますし、また、借賃の前払いといふような形のものもございます。また、賃借権を設定いたしましたと、所有権がそれだけ制約されることになりますので、裏返して申しますと、賃借権そのものの対価といふふうな形で授受される場合もあるわけでございます。一がいに権利金がどういうものかといふことは申し上げられませんけれども、いろいろの場合を考えて検討する必要があるわけでございます。

○稲葉誠一君 借地権なら借地権が消滅して更新料といふようなものをとつて、そうして更新をするという例も、これはございます。しかし、これが慣習となつておるというふうにはちよと切れないものがあらうと思います。東京においては権利金の授受がかなり行なわれておると、こういうふうに言われておりますけれども、しかばねそれが慣習として認められるかといふことになりますと、必ずしもそうは言えないわけございまして、いろいろの調査された資料によりましても、すべてについてそういう権利金とかあるいは更新料というものが授受されておるわけはございません。一律にそういう慣習があ

りますけれども、一がいにそういうふうに断定はできないものと考えております。

○稲葉誠一君 それは、一つの慣習として、権利金をとれば転貸借の場合のすでに承諾があつたんだというふうに見ておる場合もあるのですか。そういう慣習もあるという認定も場合によってはあるんじゃないですか。

○政府委員(新谷正夫君) そういうふうな慣習があるというところで言つていいかどうかわかりませんけれども、個々の事案によりましては、権利金を授受したいとき等から申しまして、賃借権を譲渡、転貸しても差しつかえないという約諾があったと認められる場合もこれはあり得ると思

うのでございます。しかし、その権利金も、単なる賃料の前払いというふうな形でございますれば、それによつて当然に賃借権の譲渡、転貸を認めただと認めた場合には、それはその権利金を授受したいとき等から申しまして、賃借

権を譲渡、転貸してもらおうということになると、現実に名義書きかえ料やなん

いふことになると、現実に名義書きかえ料やなん

いふことを要求して、要求に応じなければ更新しないとありますと、それなら思い切つてこの賃貸契約を終了させてしまおうという場合には、どうなんですか、それは。

○政府委員(新谷正夫君) これは、その当該の当事者の契約でございます。約束ごとでございますので、借り主のほうもこの程度の更新料を出して更新してもらえるならこの更新料は払おう、そう

して契約を更新してもらおうということになると、更新してそれを授受しなければならないというものです。それぞれの事案によって違いますので、そういう要求がありましたからといって当然に慣習に従つてそれを授受しなければならないという

ことです。それぞれの事案によって違いますので、そういう要求がありましたからといって当然に慣習に従つてそれを授受しなければならないという

ことです。それぞれの事案によって違いますので、そういう要求がありましたからといって当然に慣習に従つてそれを授受しなければならないという

ことです。そこはどうなつておるのですか。そこまで言えないわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 名義書きかえは別でございますが、更新料といふふうな形で権利金をとつておる例も、これはございます。しかし、これが慣習となつておるというふうにはちよと切れないものがあらうと思います。東京においては権利金の授受がかなり行なわれておると、こういうふうに言われておりますけれども、しかばねそれが慣習として認められるかといふことになりますと、必ずしもそうは言えないわけございまして、いろいろの調査された資料によりましても、すべてについてそういう権利金とかあるいは更新料というものが授受されておるわけはございません。一律にそういう慣習があ

るというふうに言うこともこれは困難であろうと思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、慣習があるかないかということは、これはその土地の事情にもよる

し、土地が特殊なところだと、いろいろ問題がありましようから、一般論としては言えないわけですけれども、そうすると、それが慣習でないと

思ひます。

○稲葉誠一君 そうすると、慣習があるかないか

の感覚でございます。したがいまして、権利金をどうするかという問題につきましては、借家法との関連において問題がございますけれども、借家法そのものの問題としてではなくて、これは別途検討を要する問題であるうと思うわけでございま

す。

○稲葉誠一君 構造は地代家賃統制令ではどうい

うふうになつておるのですか。とつちやいけないんでしょうか。

○稲葉誠一君 権利金は地代家賃統制令ではどうい

うふうになつておるのですか。とつちやいけないん

いふことになつておるのですか。とつちやいけないん

○種葉誠一君 そうすると、借地法十一条で、借地人に不利なものは、なかつたものとみなされるわけですね。借地人に不利なものというのは、ありますか、例をあげるとどういうふうなもののがたくさんあると思うんですけれども、どういうふうなものが借地人に不利な契約であつて、なかつたものとみなされるわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) たとえば借地法の四条で更新の請求あるいは建物の買取請求権というのがございますが、この更新の請求をいたしました場合に、あらかじめ契約によりまして、いまの更新料を払わなければ更新に応じないというふうな約束をしたといたしますと、この十一条違反になりまして、この特約どきのものは無効になろうと思つてございます。また、二条の借地権の消滅の規定、あるいは六条の法定更新、こういったものに違反するような特約をいたすことももちろん強行規定ということになるわけでございます。十二条では、「第二条、第四条乃至第八条及前条ノ規定ニ反スル契約条件ニシテ」、こうございまして、それぞの条文ごとにその規定を回避しようといふような趣旨のものでございますれば、これは無効になるというふうに解釈してよろしいと思ひます。

○種葉誠一君 借地法十一条の場合に、「片面的

強行規定」と、こう書いてあるのですけれども、「片面的」というのははどういう意味ですか。

○政府委員(新谷正夫君) 十一条は、ここにございますように、これこれの「条件ニシテ借地権者ニ不利益モノハ之ヲ定メサルモノト看做ス」とございます。したがいまして、借地権者に不利益なものはこれは無効になるということとございまして、有利なものはむろん差しつかえない。それから特約は、すべて無効になるものではなくて、借地権者に不利益なものだけが無効だと、こういう趣旨でございます。

○種葉誠一君 そういう意味で片面的だと、こういうわけですね。

○種葉誠一君 そうすると、今度の借地権法の改正で、一部

に、ことに関西のほうからいろいろ反対があつたということが言われているわけなんですかね。まづ関西ばかりではないでしようけれども、それはどうかと申しますと、調査の対象になりましたのは千九十二件でございまして、その中で権利金の授受されましたのが二百十五件でございます。これをパーセンテージで申し上げますと、一九・七%となりまして、むしろ東京よりは大阪のほうが権利金の授受が大きいという結果が出ております。これは昭和三十七年だけをとつてみましても同じでございまして、東京都においては二〇%について権利金の授受が行なわれておるのに對しまして、大阪市におきましては二八・九%について権利金の授受が行なわれているということがあります。関西におきましては権利金は授受されていないと。しかるに、東京、横浜等においては権利金が授受されている。そういう慣行をもとにしてこの法律ができ上がっているという主張のようございます。しかし、そういう慣行があるかないかということを一がいに申し上げられないことは、先ほど申し上げたとおりでございます。また、東京にかりにそういう慣行があつて、関西にそれがいかないかといいますと、そうでもないわけでございます。

これは慣行と言えるかどうかは別といたしまして、お手元に差し上げました「借地法等の一部を改正する法律案関係資料」の二五一ページないし二五二ページという表を用意いたしてございました。これは、昭和三十八年に建設省が調査いたしました報告書でございます。その一部を抜粋したところですが、東京都と大阪市の状況を統計にとつたものをここにあげたわけでございまして、ごらんになつてもおわかりと思いますけれども、権利金の授受について申し上げますと、大正九年あるいはそれ以前から昭和三十七年までの間の資料をこれに載せておきます。その間におきまして、東京都におきましては、この調査の対象になりましたのは三千七百七十三件でございました。それと、第二欄にございますように、九・八%が権利

金の授受が行なわれておるということになるわけでございます。これに対しまして、大阪の場合はどうかと申しますと、調査の対象になりましたのは千九十二件でございまして、その中で権利金の授受されましたのが二百十五件でございます。これがパーセンテージで申し上げますと、一九・七%となりまして、むしろ東京よりは大阪のほうが権利金の授受が大きいという結果が出ております。これは昭和三十七年だけをとつてみましても同じでございまして、東京都においては二〇%について権利金の授受が行なわれておるのに對しまして、大阪市におきましては二八・九%について権利金の授受が行なわれているということがあります。関西におきましては権利金は授受されていないと。しかるに、東京、横浜等においては権利金が授受されている。そういう慣行をもとにしてこの法律ができ上がっているという主張のようございます。しかし、そういう慣行があるかないかということを一がいに申し上げられないことは、先ほど申し上げたとおりでございます。また、東京にかりにそういう慣行があつて、関西にそれがいかないかといいますと、そうでもないわけでございます。

まあいろいろそういうふうな御意見もあつたわけでございますが、これはそれぞれのお立場で承知しておられる範囲内で関西にはそういう慣行はないということをおっしゃったと思うのでござりますけれども、現実に私ども関西に参りましていろいろ各方面にこの実情を聞いてみますと、いやもうすべていま家を借りたり部屋を借りたりするのに権利金の授受なしでそんなことができるものですから、どうかといふふうに一笑に付されるのが実情でございます。したがいまして、それが慣行であるかどうかは別といたしまして、東京も大阪もそういうふうな権利金の授受があるということについてはは変わらないといふふうに思われるおるわけでございます。

したがいまして、この法律がかりに施行になります。そういうふうな慣行の違いによるいろいろの御意見というものはそれは御意見としてはあると思いますけれども、実質的には東京、大阪として特に区別する理由はないようになります。

○種葉誠一君 何か関東と関西とで非常に違うだということをよく言われるんですよ。関西の経済団体からでもそういうよろんな意味のことを言つてきたように記憶しているのですけれども、実質的に調べてみればその点はそれほどでもないといふことならまだ別ですがね。

○政府委員(新谷正夫君) 借地法の問題で今度の大きな一つの特徴といふか、それは、土地を借りて建物を建てている、そういうところにあるのですか。何か商慣習が違うのですか、東京と関西との間で。

○政府委員(新谷正夫君) 関西から出でております反対意見の最も大きなものは、東京と関西で借地関係についての慣行が違う、これを一律に全国的に同じ法律を実施することは適当でないというところにあるようでございます。しかし、この慣行が違うと申しますのは、たゞいまお話をございました権利金の授受に中心が置かれておるようでございません。関西におきましては権利金は授受されていないと。しかるに、東京、横浜等においては権利金が授受されている。そういう慣行をもとにしてこの法律ができ上がっているという主張のようございます。しかし、そういう慣行があるかないかといふふうに思われるわけでございます。

これは慣行と言えるかどうかは別といたしまして、お手元に差し上げました「借地法等の一部を改正する法律案関係資料」の二五一ページないし二五二ページという表を用意いたしてございました。これは、昭和三十八年に建設省が調査いたしました報告書でございます。その一部を抜粋したところですが、東京都と大阪市の状況を統計にとつたものをここにあげたわけでございまして、ごらんになつてもおわかりと思いますけれども、権利金の授受について申し上げますと、大正九年あるいはそれ以前から昭和三十七年までの間の資料をこれに載せておきます。その間におきまして、東京都におきましては、この調査の対象になりましたのは三千七百七十三件でございました。それと、第二欄にございますように、九・八%が権利

の経済的内容です。理論的にはわかりますけれども、これはどういうわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) 借地法で申しますと、四条の建物等の買取請求権と、十条の建物等の取得者の買取請求権と、二つあるのでございます。

四条の場合は、借地権が消滅する場合でございます。十条の場合は先ほどお話しのように、賃借権を無断で譲渡、転貸いたしまして、これを賃貸人から解除される場合の問題でございます。したがいまして、賃借権というものを考える必要はないわけでございまして、ただ上ものだけの対価といふことになるだろうと思います。

○稻葉誠一君 理論的にはそうですよ。六百十二条で解除できるんだと、当事者間の信頼関係に基づいているんだから。第三者が無断で買ってから買取請求権行使するわけでしょ、当然契約解除されるべき筋合のものなんだからという意味も含んでいるのかもわかりませんけれども、だから、そのものが自身が経済的利益を持つていて、それが非常に弱いものになつて、それが含まれているんじやないですか、内容的に。借地権といふものは現実に世間で非常に大きく価値づけられて、そのものが非常に多いわけですね。多いけれども、十条でいう買取請求権の行使の場合にはそれが含まれないでしょ。含まれないことになっているけれども、建物の物理的な価額といふものは非常に安いものだから、地主はむしろそのほうが得なんですね、譲渡しないほうが。譲渡しないで買取請求権を使われたほうが、建物を買って場所的利用を含めてほかに売ったほうがいい、あるいはさらにして売ったほうがいい、こういう形になってくる。だから、理論的に言えば、第三者は地主の承諾が必要だら、それを得ないでやつたんだから、それだけの制裁を受けるのはあたりまえだといふ、契約解除るべき内容を含んで買っているんだから、借地権の価額なんといふものは含まないというのは筋は筋だと思いますけれどもね。当事者間の債権関係だといふ考え方をとつてからそういう結論が出るのですが、そうする

と、買取請求権の場合に、場所的利用を含めるんだと、これも各地によってそれぞれ違うわけでござりますが、おおむね所有権の七〇%あるいは八〇%くらいというものが借地権の価額といふふうに見られてゐるようございます。ところが、場所にありますように厳密によつて生ずる特別の利益を言うわけでございまして、これは必ずしも借地権の価額のよう算定できるものではなからうと思うのでございます。借地権の価額そのものも必ずしも正確にはじき出せるものではないかもしれませんけれども、有利な場所を使っておるということであれば、特にそういう事情も考慮してということでございまして、場所的利用を加算するという意味ではなく、買取請求権を行使するということも無条件にはできないわなつてあるんじやないですか、内容的に。借地権そのものを担保にするということは実際問題としてはあり得ないと思います。事実上起きてまいりますのは、借地権者がその上に建物を持っております場合に、その自分の持っている不動産である建物を担保に供するということでございます。これは登記もできますし、担保として十分効用を果たすわけでございますけれども、それに関連して借地権の譲渡、転貸が問題になるわけでございます。その場合には九条ノ二の規定が働いてくる余地ができるわけであります。

○政府委員(新谷正夫君) 借地権の内容ではないようでございます。裁判例で申しておりますの全然別個のものですか。

○政府委員(新谷正夫君) 借地権は借地権の一つの内容をなすのですか。そうは考えられない

○稻葉誠一君 場所的利用といふのは、借地権のようになります。裁判例で申しておりますの全然別個のものであります。そこで、その土地に借地権を設定してその土地を利用する、その特定の土地の上にもし何か特別な利益が生ずるとかいうふうな、その場所を利用することによって生ずる利益を場所的利用といふふうに言つておると思います。

○政府委員(新谷正夫君) それは可能でございませんけれども、借地権の価額を算定する場合に

スになるものはなんにもないです。あるいは、地主側にあるですか。借地人側ではどうですか。物権になりました場合に特に利するところというものはないだろうと思います。

○稻葉誠一君 ジャ、借地人のほうはどうですか。

○政府委員(新谷正夫君) これはいたしておりません。

○稻葉誠一君 借地権そのものは担保の対象になることは間違いないですか。

○政府委員(新谷正夫君) 現在の借地権は、御承知のように債権関係でございまして、したがいまして、これを担保に供するということは必ずしも担保の目的を達成できないわけでございまして、地主の承諾がなければ借地権の譲渡、転貸はできないわけでありますから、担保権者がその借地権を取得するということはあり得ない。また、第三者に譲渡するということも無条件にはできないわけでございます。したがいまして、借地権そのものを担保にするということは実際問題としてはあり得ないと思います。事実上起きてまいりますのは、借地権者がその上に建物を持っております場合に、その自分の持っている不動産である建物を担保に供するということでございます。これは登記もできますし、担保として十分効用を果たすわけでございますけれども、それに関連して借地権の譲渡、転貸が問題になるわけでございます。

○稻葉誠一君 そうすると、借地権が物権化していくと、借地権そのものとして担保に入ることでございます。

○政府委員(新谷正夫君) その場合には九条ノ二の規定が働いてくる余地があります。

○稻葉誠一君 そうなると、借地権が物権化していくと、借地権そのものとして担保に入ることでございます。

○政府委員(新谷正夫君) 地代、あるいは権利金といふふうなものも考えられます。

○稻葉誠一君 そこで、話が元に戻って恐縮ですが、その借地権を物権化するということについても反対があることはよくわかるのですが、結局、反対というのは、地主側の反対ということになるわけですね。地主側ではちつともプラスにならない

○政府委員(新谷正夫君) これが必ずしも地主側だけの反対というのではございません。前回も申し上げたと思いますけれども、弁護士連合会をはじめといたしまして各種の団体、あるいは裁判所の中にもその反対意見の出たところもございます。

○稻葉誠一君 そうなると、借地権といふふうの経済的な利用ということが物権化したことによって非常に大きく行なわれてくるというところになるわけですね。そうすると、借地権を物権化することによって得られる利益とそれから不利

○政府委員(新谷正夫君) これが地主側と借地人側と両方あるわけですね。地主側は、借地権が物権化された場合にはプラ

と、買取請求権の場合に、場所的利用を含めるんだと、これも各地によつてそれぞれ違うわけでござりますが、おおむね所有権の七〇%あるいは八〇%くらいというものが借地権の価額といふふうに見られてゐるようございます。ところが、場所にありますように厳密によつて生ずる特別の利益を言うわけでございまして、これは必ずしも借地権の価額のよう算定できるものではなからうと思うのでございます。借地権の価額そのものも必ずしも正確にはじき出せるものではないかもしれませんけれども、有利な場所を使っておるということであれば、特にそういう事情も考慮してということでございまして、場所的利用を加算するという意味ではなく、買取請求権行使するわけでしょ、当然契約解除されるべき筋合のものなんだからという意味も含んでいるのかもわかりませんけれども、だから、買取請求権といふものは非常に弱いものになつて、それが非常に多いわけですね。多いけれども、十条でいう買取請求権の行使の場合にはそれが含まれないでしょ。含まれないことになっているけれども、建物の物理的な価額といふものは非常に安いものだから、地主はむしろそのほうが得なんですね、譲渡しないほうが。譲渡しないで買取請求権を使われたほうが、建物を買って場所的利用を含めてほかに売ったほうがいい、こういう形になつてくる。だから、理論的に言えば、第三者は地主の承諾が必要だら、それを得ないでやつたんだから、それだけの制裁を受けるのはあたりまえだといふ、契約解除るべき内容を含んで買っているんだから、借地権の価額なんといふものは含まれないというのは筋は筋だと思いますけれどもね。当事者間の債権関係だといふ考え方をとつてからそういう結論が出るのですが、そうする

あるという趣旨のことと言つておると思います。

し、地主階層からの反対だけがあつたということは言ひ切れないと思うでございます。

○稲葉誠一君 この借地法が改正になった場合に、裁判所でいろいろ負担が多くなるという話があるわけですね。これは百人くらいふやして一年間に一べんにとそういうわけにいかないから、最初三十人くらい判事さんをふやすんだという話が出たわけですけれども、裁判官をふやすのはそれとして、それじゃ書記官などあるいは事務官とかというのは、そういった方面はふやすなくてもやつていいけるんですね。そこはどういうふうに考えていいわけですか。——あるいは最高裁判でもいいんですけれども。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) きょうはその点につきまして資料を持つて参りませんでし

たけれども、もちろん、裁判官だけでの事件がまかなえるわけでございません。書記官、事務官、タイピストに至るまでの予算的な手当をしなければならないと思います。

○稲葉誠一君 そこで、専門的な知識経験を有し、事情に明るい者で鑑定委員会を構成するんだと、その意見を原則として聞くんだということになつてゐるわけですが、具体的には鑑定委員会といふようなものをどういうふうな者によつて構成するとか、あるいは鑑定人の方にはどの程度の謝礼を上げるとか、いろいろありますね。こういう点はどういうふうにお考へなんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) まず、鑑定委員会の構成でございますが、鑑定委員会が意

見を求める事項は、八条ノ二あるいは九条ノ二の付帯条件の点と、それから八条でいきますと

条件を変更してかかるべきものかどうか、九条でいきますと承諾を与えるのがかかるべきものかど

うかというような点を裁判所が鑑定委員会に意見を聞くということにならうかと思います。そういう点につきましては、現在鑑定士という制度がで

きましたが、鑑定士の意見を聞くということがある意味では一番よい方法かと存じますけれども、しかし、鑑定士は不動産の価格それ自体の鑑定で

ござりまするので、それだけの知識では実は足りないわけでございます。ただいま申しましたように、いろいろ付帯条件についての判断であるとか、あるいはそもそも承諾すべきかどうか、あるいは条件を変更すべきかどうかということの判断になりますので、鑑定委員会の構成が法律上三

人となつておりますが、そのうち、一人は鑑定士であるとか、不動産業者であるとか、その他各種の知識人が鑑定委員になっておられますので、

そういう方々をやはり裁判所が選任していくということにならうかと思います。

それから報酬の点でございますが、これが借地法関係の鑑定ということになりますと、土地の価格それ自身の非常に専門的な知識、あるいは先ほど申しましたような事柄につきましての判断につ

いての専門的な知識を持つておられる方々でござりまするから、相当の待遇をしなければその仕事に適した方をお迎えするということはなかなかむずかしいんじやないかと、そういうふうな方には鑑定委員に似た性格の職務をやっておられる方が調停委員がございます。調停委員の仕事は、必ずしも専門家ではございませんけれども、しかし、やはりこれとの均衡ということがございまし

て、日当等をきめます上におきましても、この調停委員がただいま御承知のように日当九百円でございます。それで、これ以上どの程度の高い報酬

を借地法関係の鑑定委員に払えるかどうかというふうなことは、ここに規定でございますように、民訴と同様証拠調べをするということになつておりますと、鑑定人宣誓の上鑑定を命じて、そうして鑑定人による鑑定書の提出を待つ、こういうことになります。

うかと思います。こういう意味での鑑定人に対する報酬といふものは、いわゆる鑑定料、訴訟における鑑定料と同じものでございまして、これは当事者の負担において相当の鑑定料を払う、まあ払

われるというふうにならうかと思います。鑑定人宣誓して正式に鑑定した場合の報酬といふか、そういうものは当事者が払うことになるんで、宣誓なんかしないでやつた場合にはそれは裁判所が払うと、

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 鑑定委員会の鑑定意見というものと、いわゆる鑑定といふ

いというように考へているわけでございます。

○稲葉誠一君 鑑定委員会の人の費用といふの中から払うということでございます。

○稲葉誠一君 これは、日當といふか、そういうものは払うんでしょうけれども、鑑定そのものの費用といふのはないわけですか、この鑑定委員会では、地価の関係のような場合にはあり得るわけであります。地価の鑑定の場合には非常に高

いですわね。そういうのは、一般的民訴の場合でも、それから調停の場合なんか非公式にやる場合がありますが、これは当事者が負担していますわね。裁判所は負担しないわけでありますわね。裁判所は負担しないわけであります。だから、鑑定じやないんですか、別に。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) この借地家の新しい改正法によって生まれました非訴訟事件の手続におきまして、訴訟事件におけると同じような鑑定を必要とする場合があるかと思いま

す、特に地価等を正確に把握するためには。それは、程度においていくらか差があるし、鑑定人が普通の鑑定人が自分で資料を集めさせて調査をして意見を出して鑑定書をつくるというの

とは、程度においていくらか差があるし、鑑定人の鑑定ほどの厳格な意味での意見といふことまで求められるのではないといふうに私どもは理解しておるのでございまして、多少微妙な点はござりまするけれども、鑑定人の鑑定とそれから鑑定委員の意見といふものには多少の差があると、そういう意味で報酬等につきましても差が出てく

る、差が出てもしかるべきものであるというふうに思つておるのでござります。

○稲葉誠一君 鑑定委員会といふと、非常に科学的なものでなきやならぬといふふうにちよつと聞こえるわけですよね、鑑定といふことばかりいつて。そうすると、ここで言う鑑定委員会といふのは、それほどのものではないんだと、まあ裁判所が相談するというけれども、相談機関といふふうな形といふか、その程度のものにしかすぎないと

いうことになるんですか。その点がちょっとはつ

きりしないんですが、これは実際やってみなくちゃわからないかと思うんですね。鑑定委員会でやっぱり精密な鑑定をしないとかなかなか結論を出しにくいという良心的なことになってしまって、そこで非常に科学的な鑑定が行なわれるということもあり得るわけなんですか、あるいは、ここで言う鑑定委員会というのは、今度の改正で取り扱うものについては率直に言ってそんなに科学的なところまでいかなくともいい性質のものをこの鑑定委員会で取り扱うんだと、名前は鑑定と使うけれども、いわゆる厳格な意味で言う鑑定として普通の人人が考えるような程度のものではないんだと、調停委員会の調停委員がやるとそう違わない程度のものなんだと、その程度のことなんか。どうもちょっとはつきりしない点があるんですねがね。鑑定委員会というと、いかにも厳格に科学的にやって、書面でみんな返事をするのと違うちょっとと考えるんですけど、報酬が低いふうなところではないんですね。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 法律の趣旨とするところは法務省のほうから御解説もあるがと存じますが、私どもはこの法律が施行された場合の運用の姿というものを見ておるわけなんですございます。そういうふうなところではいいかげんなものでもいいから意見を出すのはいいかげんなものでもいいと定委員会に求められておる意見と申しますのは、先ほど申し上げておりますように、土地関係ですから、そういう意味では専門的な意見——普通の調停委員とは違った専門的であらうと思います。しかしながら単なる専門的な科学的な意見ではなくて、いわゆる社会常識を持つた円満な常識ということが鑑定委員会としては——法律的といふよりも、不動産の取引などについてのやや専門家ではあるが、しかしそれに加うるに円満な社会常識を持った人、その人の意見をこういふ事件については裁判所が尊重してやっていくという姿が法律の非訟事件を施行していく上において出てくる姿じゃないか、そういうことを法律が

ねらっておるんじゃないかというふうに理解しております。しかし、どうしてもそれは足りない、厳密な意味での訴訟法上の鑑定が必要だとおっしゃいます。そこで、この規定の中にもそういう証拠と付隨的にそれが伴うという場合も含めて、鑑定委員会に意見を聞くというか、そういうのとあります。それを含んで鑑定委員会は意見を聞かれるということですね。給付と言つたって、本来的なものじゃなくて、付隨的にそれが伴うという場合も含めて、鑑定委員会に意見を聞くというか、そういうことがあります。

○稻葉誠一君

これは法務省のほうにお聞きする事務局からもお答えがありましたが、第八条ノ二

あるいは第九条ノ二の裁判をいたしますにつきまして、本来の条件変更あるいは承諾にかかる許可のほかに、付隨の裁判をいたすわけでござります。

○政府委員(新谷正夫君) これは最高裁判所の民事事務局からもお答えがありましたが、第八条ノ二の規定によれば、これはまた別個の問題でござりますが、この規定の中にもそういう証拠と付隨的にそれが伴うという場合も含めて、鑑定委員会は意見を聞かれるということがあります。

○稻葉誠一君 これは、前もって鑑定委員というものを調停委員と同じように裁判所から任命しておきます。あるいは、そのときになつて頼むのですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは調停委員と同様でございまして、地方裁判所が特別に知識経験のある人その他適当な人の中から毎年あらかじめ選任しておきまして、各事件ごとにその選任された者の中から三人以上の委員を選びまして、それにあってそれの事件に応じて鑑定委員会を構成していきます。

○稻葉誠一君 まだほかにも質問したいところがありますけれども、一応借地法の関係はこの程度にして、また次にやるということにしておきたいと思います。

○委員長(和泉覺君) 速記をとめて。

〔午後三時三十九分速記中止〕

〔午後三時五十三分速記開始〕

○委員長(和泉覺君) 速記を起こして。

○委員長(和泉覺君) 次に、再び執行官法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○稻葉誠一君 最高裁判所の民事裁判官の会同の議事録などを見ますと、中間報告ですか、中間案の発言を願います。この件ですが、何かそれについていろいろの各民事裁判官が集まって会同して議論しているわけですね。その中間案というのはどういうものなんですか。正式の名前は何というのですか、ちょっと忘れましたが。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) その二回の会同で執行官制度のとついても論議することになつておつたんだけれども、何かそこまでいかないで終わっちゃつてないという性質のものじやございませんけれども、そういう性質のものじやございませんけれども、これは鑑定委員会の意見に拘束されなければならぬという措置をとるのがいいかということをはかつた上で裁判所はきめるわけでござります。もちろんこれが鑑定委員会の意見に拘束されなければならぬという措置をとるのじやございませんけれども、そういう措置をとるのじやございませんけれども、それはによって裁判の適正妥当な結果を導き出すと、それによって裁判の適正妥当な結果を導き出すといふふうにねらっているわけでござります。したがいまして、本来の専門的な意味での鑑定、厳格な意味での鑑定ではございません。そうかといつて、調停委員会のようになつた圓満に納まればよろしいという、当事者の紛争を妥当な解決に持つていけばよろしいというだけのものでもない。若干専門的な鑑定的な要素もこれは加わつてくるといふふうに考へているわけでござります。大体この裁判をいたしますにつきまして不動産鑑定士の方も鑑定委員会の中に入られると思ひますので、その地方地方の事情に明るい人たちによつて構成されるこの鑑定委員会の意見というものは、十分尊重に値するものになるだらうということを期待しております。しかし、どうしてもそれは足りない、厳密な意味での訴訟法上の鑑定が必要だとおっしゃいます。そこで、この規定の中にもそういう証拠と付隨的にそれが伴うという場合も含めて、手続法に関しましていわゆる中間案をまとめておられたのに対しまして、裁判官のはうとしての運用調べもできる規定を取り入れておりますので、そういう必要があれば別に鑑定は鑑定としてやり得る道も開いています。

○稻葉誠一君 これは、前もって鑑定委員というものを調停委員と同じように裁判所から任命しておきます。これは、執行官制度と申しますよりも、強制執行法の手続の問題でございます。

○稻葉誠一君 その二回の会同で執行官制度のとついても論議することになつておつたんだけれども、何かそこまでいかないで終わっちゃつてないんじゃないですか。執行官制度の問題については全然論議されていないのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 主として手続方面のこととございまして、それに触れてあるいは執行官制度自体のことにも触れる点もあるがと存じます。この会同の記録を読んでみると、やはり執行官制度の問題に触れる点もあるがと存じます。この会同の記録を読んでみると、中で切れちやつて、あとは協議未了ということがなつておるんですね。二回ともそんなんですね。よけいなことですが、その日にちゃんと協議すべきことになつておつたのに、そこまでやらぬいんですよ。どうしてないのかと思つたら、途なかと思ひまするが、この会同の記録を読んでみますと、おもな論点はやはり手続関係でござります。

○稻葉誠一君 その会同の記録をばくもぎつと見ただのですが、執行官のことと目次のところじや聞かれて、あるいは執行官制度自体のことにも触れる点もあるがと存じます。この会同の記録を読んでみますと、おもな論点はやはり手続関係でござります。

○稻葉誠一君 その会同の記録をばくもぎつと見ただのですが、執行官のことと目次のところじや聞くところになつておるんですね。いくらさがしてもいいんですよ。どうしてないのかと思つたら、途なか思ひまするが、この会同の記録を読んでみますと、おもな論点はやはり手続関係でござります。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 執行官制度につきましては、まだ案がまとまつておらなく、は提起されているのに、全然論議されていないですね。そこまで問題にならなかつたのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 執行官制度につきましては、まだ案がまとまつておらなく、その点が議題にならなかつたようございまます。私、その当時民事局におりませんで、この会

かりませんけれども、もじこまかい事情につきましての点でございましたら、その会同に出ておりました第一課長の西村君が代理者として出ておりますので、お答えすることをお許しを願いたいと思います。

○稲葉誠一君 こまかい点ですからいいです。ただ、それを見てみますと、手続法の改正のほうを中心として論議されておったわけですから、そちらのほうが改正案として今度出てくるなら話はわかるんですけれども、そういう会同の中だとえばおしまいのほうにちょっと出てきて、しかも協議されていない執行官の問題がここで法案として出てきて、肝心かなめのほうはちっとも進まないで出でこないものですから、何だか変だなあという感じを受けたのですが、いわゆる中間案というものは、手続法の関係が中心なんですか。中間案には執行官の問題は入っていないんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 私も記録等によつて当時のことを調べてゐるわけですが、まず、当時のことを振り返つてみると、先般法務省から御説明がありましたように、法制審議会としては一応俸給制による一元的な執行官の制度がいいのではないかという一応の結論を出し、その結論に従つて、しかばねそういう制度のとで手続はどうしたらいのだろうかということの研究を進めておつたようです。それがいわゆる中間案でございまして、この中間案の前提となつておるのは、執行官の一元化案を一応の前提としておる。ところが、その手續法の改正とともに制度自体といふものをもう一度考え方で段階がまた参りました。と申しますのは、これも先般法務省のほうから説明がありましたが、一応の理想としては固定給の完全なる公務員による執行官制度といふものがいいのではないかというふうに考へられるにしても、現実の姿をなめたときに、それだけの人を得られるか、それだけの適任者があるかということが現実に問題となる。で、いきますぐそこに踏み切ることは、人員増加の面におきましても現状の二倍、三倍の人が要ります。

る。しかも適當な人間をということになれば、相当高い俸給の人でなければならぬ。そういうことが人員を埋めていく上に可能かどうかというようになりますので、お答えすることをお許しを願いたいと思います。

○稲葉誠一君 中間案というのは、法務省でつくったんですか、最高裁でつくったのですか、どちらでつくったんですか。

○政府委員(塩野宣慶君) この中間案を申しますのは、民事訴訟法改正の中間案でございまして、その内容は法制審議会の準備会段階でつくり上げた中間案でございます。

○稲葉誠一君 その中間案の中に、もちろん、民事訴訟法ですから、強制執行もあるでしようし、それから執行吏の問題もあると思ひますけれども、その中間案に書いてあるいわゆる執行更制度の改正といふものと今度の改正案といふものとのが違うのはどこが違うのですか。大体説明を聞いてわかつてはいますけれども、その中間案では、あれですか、全部俸給制にしちういう案なんですか。そこだけが違うのですか、今度の案と。

○政府委員(塩野宣慶君) 法制審議会には、いま申しましたように、法務省の関係者も入つておりますし、最高裁判所の関係者も入つておりますので、そこでは、特にその点に異存はなかつたわけですが、その段階では、法務省におきましても、最高裁判所におきましても、こういう形の制度は、田滑に運営できるものならばけつこうじやないかと思います。その段階では、法務省におきましても、最高裁判所におきましても、こういう形の制度は、田滑に運営できるものならばけつこうじやないか

ということで、特にその点に異存はなかつたわけがございます。

○稲葉誠一君 いま言つたとばの中にあらわれているのですけれども、田滑に運営できればいい

ということですけれども、田滑に運営できればいい結論的に結局、俸給制になるよりは手数料制にしてくれといふことで、俸給制にすることに執行吏から反対があつたのですか。さくばらんに言うならば、結局手数料制を残してくれといふ意向があつたので手数料制は残つたといふことなんですか。

○政府委員(塩野宣慶君) そういう事情はないわけがございます。

○稲葉誠一君 そうすると、「執行官法案説明書」

○稲葉誠一君 奉給制と一元の形というのとは、これは法制審議会でつくった案だといふんですけれども、法務省もその案にはタッチしてできたものではないんですか。どの程度タッチしているのですか。

○政府委員(塩野宣慶君) 法務省の担当者も一部は委員にもなつておりますし、幹事の中にも入っておりますので、法務省の担当者としての考え方もその検討の中には入つてゐるわけでございます。

○稲葉誠一君 結論的には、いま言つた俸給制なり一元の形をとるというんですか。執行裁判所と執行官と一元すると、こういう行き方に。その案のときには、法務省なりあるいは最高裁判所ですか、両方賛成したのですか。あるいは、そうじゃないんだと、中間案だから一応そういう案をつくるて各方面の意向を聞こうという程度だったのですか。

○政府委員(塩野宣慶君) これは必ずしも法務省のなかで言つておるわけではないのでございまして、これは從来から国会の委員会におきましても執行吏制度について根本的な改革を必要とするのじゃないかといふ御指摘があつたわけでございますが、その御指摘の際に、やはり手数料制といふのはおかしいのじゃないか、俸給制にすべきであるのじゃなかろうかといふような御意見が出ていたわけでございます。そこで、そういう御意見をお持ちの方からごらんになりますれば、手数料制を今回はなお残しておりますので、この点は現行の執行吏制度に比して変わればえしないとの批判を免れないとあるのではないか、こういう趣旨で記載したわけでございます。

○稲葉誠一君 さつき塩野さんが、俸給制なり一元化というものが田滑に施行されればそういうふうにしたかったんだと言われたのですが、そうす

ると、その二つのことがポイントですね。その二つのことが実現されておらないということは、結局において反対があつたわけでしょ、既存勢力

と言ふと語弊があるけれども。そうじやなくてはおかしいじゃないですか。まあ平たく言えばその点はどうなんですか、その点はオフィシャルに答弁しにくいのかどうかは別にして。いずれにして

いと。それで、そのきめられた二つの線がとられていない。そこで、そのきめられた二つの線というのは、あれですか、法務省にしても、最高裁にして、そういう方向に実現したいと、こういうことなんですか、いまの俸給制と一元化ですか。

○政府委員(塩野宣慶君) 一元でしかも俸給制という問題でございます。これは、先ほども申し上げましたように、法制審議会で検討の結果、そういう方向が一応検討の方向として打ち出されたわけでございまして、その段階におきましては最高裁判所も法務省も法制審議会に関与しておりますので、その方向については特段の反対はなかったわけでございます。そうして、さらに今回そのような根本的改正の形に至らなかつたというのは、別段執行官その他特段の反対があつたということではないのでございます。前回もその点につきまして御説明申し上げましたが、やはり俸給制でしかも執行官の一元という形は、現行制度から見ますと非常な改革になるわけでございまして、俸給制の執行官ということになりますと、前回申しましたように、相当多数の執行官というものを求めなければならない。それだけの数の優秀な執行官の候補者というものを求め得るだろうか。さうしたよう、手数料が余分に入るということで、勤労意欲を刺激し、事務能率の向上をはかるという形になつておるわけでございますが、これが手数料制でなくて俸給制ということになりますと、そういふうな能率向上の一つのよすがといふようなものもなくなるわけでございます。しかも、御承知のとおり、執行官の仕事は、事務所で勤務をしておるという時間はほとんどないわけでございまして、いつも外で現場で執行しているというようなことになりますので、これを監督し、能率を向上させていくためには、またそれなりのいろいろ工夫が必要となるのじやなかろうかというようなことで、現段階でこれらの問題点をすべて解決して根本的な改革をやるということにはまだ自信が持てないと申しますか、踏み切りがつかないというのが実情でございまして、決して執行吏等の反対の結果現在のような執行官法ができたということではないのでございます。

○稲葉誠一君 執行官の人たちが反対したのでこ^{ういうふうになつたのかどうかということは、こ}

れはまた別の問題になると思うんです。執行吏の意見もぼくは十分聞いておらない点がありますが、私が聞いた範囲では、この法案に対してもなかなか態度がまんまとなかつたと、こういうのが意見のように聞いておるんですがね。最初は反対の見よう意見が盛んに執行官の人から来たわけですか。あとからは反対の意見を取り消すんだという人がですが、どうもそちらのところよくわからぬのですが、いずれにいたしましても……。

そうすると、中間案というもののときには、最高裁判所も法務省もその中におもだつた人が入つていろいろ検討した結果、反対はなかつたと、こういふ無理なんだと、こういうことを法務省なり最高裁判所当局は主張しなかつたのですか。

○政府委員(塩野宣慶君) 稲葉委員御承知のとおり、私はその当時関係しておりませんでしたので、あまり詳細な事情は承知していないのでございませんけれども、その当時、法制審議会で検討しておりました際は、明治二十三年以来実施してきたこの制度をどういふうに改正するのが理想的であるのかということで、理論的に理想的な形のものを組み上げていこうということで議論が行なわれてきていたよう思われるわけでございまして、前回三倍程度ということを申し上げました。が、実際に現在全国の執行官がやっておりますが、実際には相当たくさん人員を用意しなければならないのじやなかろうかと、こういうことでございました。それを公務員としての勤務条件その他を考慮合わせて検討いたしてみますと、やはり現在の事務量は厳格に判定いたしました。それを普通の国家公務員の職員がやるとすればだけの人員を要するかということを実は厳密にまだ検討していないわけでございまして、前回もちよつと申し上げましたが、ドイツで手数料制から俸給制に切りかえるという議論が出来ました際に、俸給制の執行官にすれば三倍くらい必要とするのじやないかといふうな論議がされたようございまして、一応それで先ほど申しました執行官一元で完全俸給制というよろなことが一つの理想的な姿といたことで打ち出されたのでございますが、これを現行制度から切りかえていくという具体的な方策というよろなところまではまだその段階ではございませんが、とにかく検討が進んでいなかつたんじゃないかといふうに考へられるわけでございまして、その後だんだんにそれじゃどういうふうにして切りかえていくかというよろな具体的な検討が始まつたところが、そう簡単にこの制度を切りかえていくといふうなことはむずかしいのじやないかといふうことはむずかしいのじやないかという実際上

のいろいろ疑問が出てまいりまして、そこで現在までまだ最終的な構想をきめるというところまで達していないのが実情でございます。

○稲葉誠一君 現在の手数料制の執行吏を俸給制にすると人数が多数になるんだというお話をありますね。仕事の量がそうふえるわけでもないし、それはどうして俸給制にすると多数になるのですか。俸給制になると仕事をしなくなっちゃうのですか。

○政府委員(塩野宣慶君) 奉給制にしますと決してなまけるというわけではないのでござりますけれども、手数料制は、先ほども申しましたように、能率を上げて働き手数料がふえていくということでござりますので、極度に能率的に仕事をするというのが現実の姿であろうと思ひます。それを公務員としての勤務条件その他を考慮合わせて検討いたしてみますと、やはり現在の

事務量は厳格に判定いたしました。それを普通の国家公務員の職員がやるとすればだけの人員を要するかということを実は厳密にまだ検討していないわけでございまして、前回もちよつと申し上げましたが、ドイツで手数料制から俸給制に切りかえるという議論が出来ました際に、俸給制の執行官にすれば三倍くらい必要とするのじやないかといふうな例が多いよう思われますので、現在の体力とか事務能率とかいうものは今後しばらくの間は裁判所の事務分配の際にも考慮せざるを得ないのじやなかろうかという感じがするわけでございまして、これは各地方裁判所で事務分配のやり方をおきめになるわけでございますが、おそらく当面はそういう配慮も必要なんじやなかろうかといふうに考へられますので、さしあたって切りかえの際には非常な従来との収入の差が生ずるということはないのじやなかろうかといふうに考へているわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、今度の法案の中でも、執行官について公務員としての性格をより強化するために役場の制度をとらないこととしたのだということですが、役場の制度をとらないけれども手数料制が残つてゐるということになつて

くれば、それは仕事の分配とか何とかということはいまの制度と違つてくるかもわかりませんけれども、手数料のほうはやはり今度の制度になつてみると非常に変化が出てくるのですか。減つてくれることが考えられるのですか。一人の収入から見ると非常に変化が出てくるのですか。減つてくれることが考えられるのですか。一人の収入から見ると非常に変化が出てくるのですか。減つてくれることになるのですか。

○政府委員(塩野宣慶君) 御指摘のように、今回の執行官法によりますと、従来の自由選択制を廃止いたしまして、事務分配を裁判所でやるということになりますので、原則として平等分配という形になるだらうと思いますので、その面から申しますれば、従来、一方の人は非常に仕事が多かつた、あるいは片方の人は非常に少なかつたということになります。しかししながら、実情を見ますと、従来のアンバランスがござりますのは、一方は壮年で非常に能率よく働ける、片方は七十以上の老齢で必ずしも敏活に仕事ができないといふようなために事務数のアンバランスがあつたと申します。しかしながら、実情を見ますと、従来のアンバランスの生じておりますのは、一方は壮年で非常に能率よく働ける、片方は七十以上の老齢で必ずしも敏活に仕事ができないといふようなために事務数のアンバランスがあつたと申します。しかしながら、実情を見ますと、従来の執行官は今回の執行官法で全部執行官に自動的に切りかえられますので、従来の老齢の方でも新執行官になるわけでございまして、そういう実際の体力とか事務能率とかいうものは今後しばらくの間は裁判所の事務分配の際にも考慮せざるを得ないのじやなかろうかという感じがするわけでございまして、これは各地方裁判所で事務分配のやり方をおきめになるわけでございますが、おそらく当面はそういう配慮も必要なんじやなかろうかといふうに考へられますので、さしあたって切りかえの際には非常な従来との収入の差が生ずるということはないのじやなかろうかといふうに考へているわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、今度の法案の中でも、執行官について公務員としての性格をより強化するために役場の制度をとらないこととしたのだということですが、役場の制度をとらないけれども手数料制が残つてゐるということになつて

くれば、それは仕事の分配とか何とかということはいまの制度と違つてくるかもわかりませんけれども、手数料のほうはやはり今度の制度になつてみると非常に変化が出てくるのですか。減つてくれることが考えられるのですか。一人の収入から見ると非常に変化が出てくるのですか。減つてくれることになるのですか。

○政府委員(塩野宣慶君) 御指摘のように、今回の執行官法によりますと、従来の自由選択制を廃止いたしまして、事務分配を裁判所でやるということになりますので、原則として平等分配という形になるだらうと思いますので、その面から申しますれば、従来、一方の人は非常に仕事が多かつた、あるいは片方の人は非常に少なかつたといふうな現象がござりますので、極度に能率的に仕事をするというのが現実の姿であろうと思ひます。それを公務員としての勤務条件その他を考慮合わせて検討いたしてみますと、やはり現在の

事務量は厳格に判定いたしました。それを普通の国家公務員の職員がやるとすればだけの人員を要するかということを実は厳密にまだ検討していませんが、実際には現在全國の執行官がやっております。が、実際には相当たくさん人員を用意しなければならないのじやなかろうかと、こういうことでございました。それを公務員としての勤務条件その他を考慮合わせて検討いたしてみますと、やはり現在の

事務量は厳格に判定いたしました。それを普通の国家公務員の職員がやるとすればだけの人員を要するかということを実は厳密にまだ検討していませんが、実際には相当たくさん人員を用意しなければならないのじやなかろうかと、こういうことでございました。それを公務員としての勤務条件その他を考慮合わせて検討いたしてみますと、やはり現在の

体のところは尽きておるわけでございますが、多少補充して申し上げますと、今度事務分配を裁判所ですることになります。で、その理想とするところは、やはり平等に分配するということにあらうかと思います。しかしながら、やはり手数料制をとつてある以上、能率化ということがあるわけでございまして、單に平等に分配するということでは手数料制のいい面が抹殺されるわけであります。手数料制だけでいきますと、しかし反対に過当競争等がございまして、その辺でまた適正でないというところがあるわけでございます。要は、手数料制のいいところを生かしながら、しかし過当競争に流れないようにしていく。それで、そういうふうな事務分配のしかたを裁判所がしなければならないわけでございます。

事務分配を裁判所がするということをもう少し具体的に申し上げますと、事務分配に関する抽象的な基準を裁判所が定めるということになるわけでございます。そのときに、先ほど申しましたような理念に従いまして基準をつくるわけでございますが、具体的にはそれじゃどういうことになるかと申しますると、同じ能力で同じような適性を持つている執行官が數名おりますところでは、事務を平等に分配するということが原則になります。しかしながら、現執行官が新しい制度のもとにおける執行官としてさしあたりは任命されたものとみなされるというようなわけでございまして、今後新しい制度のもとで任命される執行官との間には能率的にも差があるというふうに見ざるを得ない。そうしますれば、事務分配の上でもその差を認めて適正な分配をしなければならないといふことにもなるうかと思うのでございます。さらに具体的に申し上げますと、平等に分配するというようなことを申し上げましても、受付順に平等に分配するということを必ずしも考えておるわけではございません。御承知のように、執行吏の行ないます仕事の上で不動産の競売の仕事がございますが、これはばらばらに個々の執行吏がやりますよりも、一人の執行吏が不動産競売を担当

してやつていくということでありませんと、たくさんの方の事件を一律に集めてやるというわけにまいりませんものですから、各地の合同役場におきましても不動産競売の事件だけはある特定の執行吏がやるということになつております。ただし、それがによる収入というものはほかの執行吏にも分配するというようなことでやつております。

それから東京のような地域の広い土地でござりますると、受付順に仕事を分配しておりますと能率的に仕事ができませんので、地域によって担当者をきめまして、そしてその特定の地域の事件はA執行吏、ほかの地域のところはB、C、Dといふような地域的な事務分配のしかたをしておりまして、なお、その間で不均衡が起こりませんように、期間を区切りまして、A、B、C、Dの地域を交代してやつていくというようなことで、各執行官の平等をはかるというようなこともやっておるわけでございます。

なお、特定の執行吏にぜひやつてもらいたいというような申し立て、従来で言いますと委任の形式があつたわけでございますが、これは原則としてそういうふうな事件の割り振りのしかたは今後やめてまいりうかと思うのでございます。それは、特定の執行吏に頼むということは、とくに債権者と執行吏との間の結びつきというよくなことに誤解を生じまするし、そういうような疑惑があつてはならない仕事でござりまするから、債権者と特定の執行吏との間の結びつきということは極力排除していくべきことは思いますが、これも訴訟事件等すでに御承知かとは思いますけれども、それは、執行事件につきましては、待機している執行吏がやるという実情になつておなりまして、今後も、もちろん原則は平等分配ということができるかもしれませんけれども、そういう特に急ぐ場合にはだれだれの執行吏がやれるというような基準をきめておきませんと、やはりそういう緊急の場合には間に合わないかと思います。

○稲葉誠一君 手数料規則を見ると、仮処分は一千円ですか。この千円というのは手数料です。今度の執行官法案になつても同じなわけです。ところが、この計算の方法が、たとえば債権者が十人なら十人、二十人なら二十人いて、賃金の仮払いの仮処分のときなんかの計算は、債権者が一人一件と考えるというような行き方をとるようなんですね。だから、組合関係で、組合は法人格を持つていませんし、持っていても賃金の場合は直接請求ですから、たとえば五百人ぐらいで賃金の仮払い請求の仮処分執行なんありますが、あるいは、仮差押をする場合がありますね。五百人で全額五百円だというわけなんですね。そういう

ところがどう思います。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) う計算になつてているんですか。

○稲葉誠一君 不動産の競売を専門の執行吏の人

がやつてあるということになると、実情は東京のような場合どういうふうになつておられるのかよく知りませんが、それをやつておる人の收入は非常にふえてくるけれども、自分のものとしないで、役場に納めるという形を現在でもとつておるのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) そういうふうにやつておるようでございます。

○稲葉誠一君 それから、仮処分や仮差押の執行の場合は非常に急ぐわけですけれども、そうすると、こういうものの配点はどういうふうにやるのですか。一般的の執行吏の人は普通の執行事件を持っておつてきまつておるから、仮処分や仮差押は、裁判所で分けても、前の普通の事件を持っておるのだからだめだと言われるなど、どんどんおくれてしまつますね。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) それは、現在でも、特に急ぐ事件につきましては、待機している執行吏がやるという実情になつておなりまして、今後も、もちろん原則は平等分配といふことになりますけれども、そういう特に急ぐ場合にはだれだれの執行吏がやれるというような基準をきめておきませんと、やはりそういう緊急の場合には間に合わないかと思います。

○稲葉誠一君 そうすると、五百人なら五百人、千人なら千人で債権目録に従つて仮払いの仮処分、仮差押をすることがあるわけですね。そうすると、一人が一日行つてそれで千件分の手数料をとることになるんですね、規則からいうと。そ

ういうことになつておるんですか。それは賃金請求権ですから、組合は適格がありませんから、各個人個人ですから、理論的にはそういうふうにやるわけですね。それで非常に困ります、執行吏の人も氣の毒がつて、それじゃ気の毒だからといつてそこで訴し合つてまあ普通の常識的なことをしてもらつたんだですがね。これなんかどうするんですか。これはやはり一件なんですか、そういうのは。件数としては千件に数えるんですね。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) そういうふうに共同で仮差押の申請をする場合と各別に申請をして仮差押が行なわれる場合とが考えられると思います。共同申請の場合には共同で、差し押さえの手数料はやはり各別にならうかと思ひます。ただ、各別に執行を行ないまして最初の人が執行しまつますと、あとは照査手続でございます。これは差押の手数料の半額ということに

なつております。

○稻葉誠一君 そうすると、普通の債権者ならいいですけれども、労働者が未払い賃金だからとうので未払い賃金を請求するわけですね。一人二万か三万でしよう。そちらのところで千人分を請求すると、そうするとこれでいうと手数料が一千円になってしまふわけですか、手数料だけです。千人で千円だから百万ですか、百万円払わないと執行吏は賃金の差押をして仮払いの仮処分をやつてくれないです。

〔最高裁判所長官代理官邸事務官〕 千円
おっしゃったのは、これは普通のよくやります執
行吏保管の仮処分でござりますね。ああいう場合
は千円になりますが、仮差押ですと、差押のこと

るの規定によるわけでございますので、金額は上りまして、一円万円まで二百円、五万円までは四百円、十万円までは六百円、十万円超過の分につきましては八百円、こういうふうになつております。

○稻葉誠一君 わかりました。それで仮差押をして仮払いの仮処分をするのですが、物件がその土地にあればいいけれども、別のところにある場合があるわけですね。そうすると、出張旅費が入るわけでしょう。出張旅費は千人分に計算するわけですかね。千人分の手数料をもつて、千人分の出張旅費がとれるわけでしょう。一人一件などなわけでしよう、賃金請求権のような場合は。そういう計算になるのですか。理論的にはそうなるのどうですか。違うのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君)　これは、確かに法律上疑問のある点だと思います。けれども、同じ場所で同じ物件を差し押える——債権者がが異なるつておりますのも、同じ場所で同じものを差し押えるという、執行するときの旅費の支給のしかたいかんというようなことが常に執行吏との協議会等で問題になりますが、その場合には、同じ場所で同じものを差し押えるような場合には、手数料は各別にとってもよろしいが旅費はいかぬと、私たちの事務当局の結論はそういうことにし

で、そういうふうに執行吏に指示しております。

○種業誠一君 まあ旅費の場合は、そういうようになり實際はとつていませんよね。あるいはそれは話し合いで一件分にしてもらつたり、一件分では少ないからと、いふので多少色をつけて、と言つては語弊がありますけれども、やつておるのでしようけれども、最初の手数料が、これで言つても、あれでしよう、五万円までは四百円ですか仮差押ですね。そういう場合に、それが千人いると四十万円ですか、そういうふうに払わないというと賃金の假払いの假処分はやつてくれないんですか。そういう形になっちゃうのですか。それで結局やつてみたけれどもそれはとれなかつた、と言うと語弊がありますけれども、それはまあ別として。

だから、そういう場合には、賃金請求権というのは、理論的に言えば本人でなければもらえないわけですからね。組合がかわつてもらう法律的な強制力はないのだし、それから代表者がもらうとか、あるいは選定当事者というかそういう場合もある

かもしそれませんけれども、かりに法人格を持つて
いたって、法人はもらえないわけでしよう、賃金全
てですかね。そういう点になつてきて、現実の問
題で困る場合が相当あるんですね。それは執行
吏の人と話し合って、執行吏の人が理解がある
のですから、そのところは適当にかんべんして
もらつたりなんかするんですね。これは表面的
にやられると、それだけのものを払わないとかあ
になつちゃうんですね。

そうすると、いまの場合は、あれですか、たと

えれば千人分の賃金の請求だということになると、それを裁判所では千件分として取り扱うんですか、配点をする場合に。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 事件の配点といふことになりますれば、先ほど申し上げましたように、関連事件というようなことで同じ行吏にそういう事件は配点したほうが効率的であるし、これを各別にやるということは非常に旅費なんかの点を考えますれば不経済でありますから、そういう点につきまして、事件の配点といふ

ことは原則として平等ということになります

けれども、しかし、いろいろの例外の場合を考慮しての基準をつくらなければいけないというよう思つております。

○稻葉誠一君 まあくどいので適当にしますけれども、そういう場合、だから、事件は、執行吏の人に千件分の事件を配点したというふうに考えるのか、あるいは、関連だからということで一件なのかということですよね、そういう点をどういふうに考えるのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) これは、手数料の面から見ますと一件というふうには見なす。旅費の面から見ると一件の扱いをしろ、事件が

分配の面から見てこれを干件と見るのは本からいじらないかというようなことになります。理論は一貫しないかと思ひますけれども、そこはやはりおのずから合理的な法の解釈と申しまするか、適用にあたつての合理的な解決の方法を考えます。

○福葉誠一君 一人の人が押えるといつたって、題としてないんじやないかというふうに考えておられます。りります。題を一人の人が押えてしまえば、あとと統一部のものを、同じような差押を執行するということは、実際問題として不合理でござりまするけれども、しかるに手数料の点は不合理でござりまするけれども、しなければならないと思っております。確かに手数料の点は不合理でござりまするけれども、しなければいいとかということでござりまするので、全部のものを一人の人が押えてしまえば、あとと統一部のものを、同じような差押を執行するということは、実際問題として不合理でござりまするけれども、しなければいいとかということでござりまするので、全員が差し押えておれば、あとと配当要求をすればいいとか、照査をすればいいとかといふことは、実際問題として不合理でござりまするけれども、しなければならないと思います。

一人の人の債権で全部抑えられないんじゃないですか。それは不可分の問題は別として、そして昭査によってやってくれといつたって、一人の人の請求は非常に少ないわけですからね、金額が。その人だけが差押するわけにはいかないから、結局ある程度の人が見合った財産を差押しなきやならぬということになってくるし、将来はかに財産があるかもわからぬということも考えてくれば、結局においてほかの債権者ですね、そこに千人の人が働いていれば、その人全部のものを

らでいいかないと不安ですから、迷らっていくと

いう形になるとと思うんですねけれどもね。これは実務上の問題題で、率直に言うと、まあそこでよく熱行更の人と話し合いをしてしまってまでもらつたりなんかするんですね。これは規則どおりにするのだと、たいてんなことになつちやうんですよ。それではぼくも困ったことがあるんですけれども、そういう場合に具体的にどういうふうにするのかということですね。これはまあいろんな面で研究してもらわないといけないことですが、理論的に言まばいたし方がないとしても、実務の上で何とかそれを規則か何かの中にはつきり書くわけにいかぬことをいたしましても、実際のこういう仕事の中の一つの慣習みたいなものとして、何か合理的なもの

ですから、延期の場合なんかでも裁判所へ持つてあるんですね。ところが、裁判官によつては、不動産競売は債権者が延期申請してきたも延期したことないという行き方をとつてゐる裁判官もあるんですね。と同時に、そうじやなくて、こわいは債権者と債務者の間の問題なんだから、競売をすれば債権者のほうで延ばしてくれと言つてくれれば、債務者はどうが一部支払つたりなんかすることもあるし、支払わなくとも、延期ということで債権者のところへ頼みに行つて、債権者のほうから延期即ち

申請が出る場合がありますね。動産の場合だと、これは執行吏のところですから、執行吏に来れば必ず延ばしちゃうわけです。ところが、不動産の場合、裁判所がやっていますから、裁判所へ行くと、いや、自分の方針は債権者だけ延ばして／＼と言つたつてダメだ、裁判所のほうへ不動産競売を申し立てておきながら、何回も何度も延期していくというような行き方はいかぬ、これは競売しちゃうんだといって延期を認めない人もいるわけですね。これはどういうふうな指導をしていく

わけですか。指導と言ふと、裁判官に最高裁が指導できる権限はないでしょけれども、どういうふうなことを実際やっているんですかね。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) まず、不動産競売のほうでござりますけれども、これが、御指摘のように、まあ債務者だけの申請では延ばすわけにいかない、債権者が言ってくれば延ばしてもいいんじゃないかという考え方の方と、それから、いや、債権者も債務者も異議がなくても、そういう無制限に延ばすわけにいかぬという考え方の方がございます。これは、競売手続あるいは強制執行による競売も、いわゆる非訟事件で職権主義でやる手続だということが、やたらに延ばせないんだという考え方の一つの根拠であろうと思います。

それも、実際上の問題といたしましては、御承知のよう、競売手続というものが必ずしも最終の目的として使われているものじゃない。つまり、競売すると、こう言って間接強制的な働きを目的として申し立てることがあるわけでございます。

これはまあそういうふうに競売手続が利用されるということも、これは法律の目的としていること自体から離れるかもしれないけれども、それはそれとしての一つの働きをするんだという見方と、いや、そういうようなふうに競売制度というものは利用されとはいひぬのだ、ほんとうに競売の目的でそういう申し立てをするのならば、そうちたに債権者といえども延ばすことは許されないんだという考え方の相違からそういうことがきていると思います。訴訟事件につきましては、やはり当事者主義ということが非常に働きますから、当事者が判決を求めるのに何も急いで判決をする必要は毛頭ない。競売手続につきましてはその辺が多少考え方方が違うところから、当事者の意向のいかんにかかわらず裁判所が職権で進めるということをすべきだという議論が出ておるわけでありまして、これもある程度理由があることであります。

○稲葉誠一君 その競売の前提ですね。債務名義を得るのは、普通口頭弁論で当事者主義でやつてあるわけですから、それが確定しなかつてその権利の執行を求める。もちろんそれは国家機関に由つて求めるわけですから、そのときになつてきなり職権主義になつちやつて、債権者のほうで延ばしてくれと言つても延ばさない。あまり裁判所を何というか利用し過ぎるといつて延ばさない。そういう考え方もあるんですね。そこら辺のところが徹底していないんです。どちらが正しいか議論がありますし、裁判官独立ですからこういうふうにやれとも言えないでしようけれども、もう一つ、不動産のほうはどうかというと、これは執行吏はどうなんですか、非訟事件手続法によつて執行吏が不動産の競売をやつしているんですか。それに対して執行吏はそれを延ばすとか延ばさないとかいう権限があるんですか。どういうふうになつているんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) これが申立てに今度変わりますと、従来の裁判所の不動産競売と同じような性質に変わるんじやないかと思ひますが、今は委任という制度でございます。その辺は、不動産の競売についての裁判所のあり方と執行吏のあり方というものが理論上多少違つうんじやないか。したがいまして、委任者がきょうやらぬでもいいというときに進んでやるということは、今の制度ではいかがかと思うわけであります。

○稲葉誠一君 だから、委任ですから、委任を受けたほうは、委任したほうの意思に反してできなわけです。執行吏は、そうすると、不動産競売の場合には、委任者の意思に反して、きょう延ばしてくれと言つたら——すぐその日に延ばしてくれという場合も債権者からありますけれども、大体前の日あたりが多いですけれども、一部手が金を持つてくるとか、延ばしてくれと頼まれたりする場合がありますね。不動産の場合は委任だから執行吏はそれに對して判断権というか拒否権なんだからやれるんだということになつて

くると、そのところなぜそういうふうに不動産の場合と不動産の場合とが違うのか、そこら辺のところがわからなくなつてしまふんですよ。最

高裁としては、民事裁判官の会同なんかのとき

に、不動産の競売の場合に、裁判所としては、申

立期日がきまるというと、延ばしてくれ延ばして

くれじやかなわぬという気持ちがあるかもわかりませんけれども、どういうふうに最高裁としての

伺

うといいますか方針を出していくのですか。そういう点が論議になつたことはあまりないんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 実務の上では一体延期の取り扱いをどうしたらいいかということはやはり問題になつております。ただ、会同の問題としては取り上げられたという記憶はございません。裁判官といいますよりは、期日を延期するということは書記官にとっては相当のやはり事務量になるわけでございまして、書記官あたりがむしろあまり延ばすことには賛成しないようになります。

○稲葉誠一君 「執行官の職務」としてここに書いてあるのは、「現行の執達更規則の規定は、今日では、執行官の職務内容を的確にいあらわしているとはいえ、この規定の中には、他の法令の規定と重複しているものや、現在は適用の余地がなくなつているものがありますとともに、反面、社会情勢の推移に伴い、当初この規定が予想しなかつたと思われるような事務についても、執行官がその職務として取り扱っている場合が次第に多くなつてゐるのです。」と、こう書いてあるのですが、これは現在の執達更規則がどういう点が不十分であつて、そうして現実に執達吏規則から離れて執行官が職務として取り扱つてゐるということこれはあるんですか。この「執行官法案説明書」というのはたいへんこれりつぱなものであつて、なかなか良心的に書いてあるので、ぼくは読んでいて感心したんですけども、あらゆる法案の説明書もこういうふうに書いてあるので、

ですが、これはどういうことですか。

○政府委員(塙野宣慶君) 現在の執達更規則で規定している執行官の職務内容のうち、現にすでに適用の余地がなくなつているというような場合がございますとともに、執達更規則の中に必ずしもござりますとともに、執達更規則の中には、申

達更規則は、一条、二条、三条に執達官の職務内

容が規定してあるわけでございます。その中に、たとえば第三条の第一には「書類物品ノ送付ヲ為スコト」というような規定がございます。ところが、御承知のとおり、現在執行官が物品の送付をするというようなことは実際にはないわけでございまして、書類のほうは、もちろん書類の送達はやつております。おそらく明治の二十三年当時、この執達更規則が制定された當時には、何らかこのうう職務行為があつたのだろうと思うでございますが、現在の訴訟法等におきましてはこういふ仕事はなくなつてゐるわけでございます。それからさらにも同じ条文の第三に「令状ノ執行ヲ為スコト」という規定があるわけでございます。これも現在執行官が今状の執行をするというようなことはないわけでございまして、こういう点が現在適用の余地がなくなつてゐるものがある、こういふことでございます。

それから反面、当初この規定が予想しなかつたと思われるような事務もふえているということでございますが、これはたとえば不動産の強制競売の際に不動産の評価を執行官が命ぜられるということがあります。これらの行為につきましては、現在の執達更規則の一、二条、三条の中には明確にこれを職務というふうに規定して規定した、こういうことになつてゐるわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、執達更規則はこれ

法律でしよう。法律に書いてないことを執行吏がいま言つたようにやる根拠はどこにあるんですか。

○政府委員(菅野宣義君) 御指摘のとおり、執達規則は明治二十三年の法律でございます。先ほどの執達規則の一、二、三條に明確に規定されていないというふうに申し上げた次第でございまして、執達規則の第三条を見ますと「執達吏ハ法律規則ニ定メタル職務ノ外裁判所及検事局ノ命令ニ依リ其ノ職務ニ応スル事務殊ニ左ノ事務ヲ取扱フノ義務アリ」ということで、裁判所及び検事局の命令による場合にはかなり広くその職務範囲がきめられるというふうに考へられるわけでございまして、先ほど申しましたような例は、この規定によつて執行吏の職務というふうに解釈し得るものであろうというふうに考へていたわけを送達しますね。あれは、あれですか、執行吏規則に書いてあるのですけれども、どの程度のことやつてあるんですか。あれは郵便法で認められているんですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 執達規則で「告知及催告ヲ為スコト」と、こうあります。第一条で送達をする職務があるわけでござります。どういう場合に送達をするかということはいろいろあるわけでござります。それで、民事の場合ですと、いわゆる執行吏による送達が原則でございまして、郵便による送達もございまし、それから郵便に付する送達もござります。郵便に付する場合、これは郵便法によつてなされる。それから執行吏による送達における場合は、民事の方法でござりますと、民事訴訟法によつて送達の方法もまつておるわけでござります。

○稲葉誠一君 執行吏が送達するときに、依頼者はどうするんですか。普通の書留ですか。いま百三十円ですが、今度百七十何円に上がるんですか。それと同じ金額を払うんですか。そこまで払

わない、少し安いんでしよう。九十何円かな。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 郵便による送達が執行吏による送達かということは、これは当事者の選択によつてどちらができるわけでございます。郵便による送達の場合には、郵便料を予納するわけでございます。それから執行吏の送達の場合には、執行吏の送達に関する、先ほど申しました送達の手数料と、それから旅費を予納するわけでございます。郵便による送達が利用されることは、執行吏送達よりも安くなる場合、つまり距離が遠くなりますと執行吏の旅費が高くなりますが、そこで、郵便による送達を当事者が利用する近い場合ですと、郵便より安くなる場合がございます。そういう場合に執行吏送達が利用されるのが現状でございますが、どちらを選ぶかということは、当事者の自由でございます。

○稲葉誠一君 他の書類を送達するときに、何か変なガリ版ですか。最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) いま御指摘の点は、何か弁護士会と執行吏との間で協議してつくつておる証紙のようなものでござりますが、最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) ええ。

○稲葉誠一君 これは、原則は、先ほど申しましたように、裁判所に予納すべき費用でございます。裁判所を通じて送達がなされるわけでござりますけれども、実際にはその費用といふものは執行吏に払われる手数料及び旅費でございます。それを数多く事務的にこなすために、執行吏と弁護士会との間の話し合いでおると言わざるを得ないと思います。

○稲葉誠一君 その証紙みたいなのは、どこで

つくつてゐるんですか。どこでつくつて、どこへ行って買ひますか。裁判所で印刷しているのでですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 裁判所は、もちろんそういうものを印刷してはおりません。

○稲葉誠一君 そうすると、執行吏が勝手に印刷しておるのですか、弁護士会との話し合いであります。そこで、郵便による送達を当事者が利用する近い場合は、執行吏送達よりも安くなる場合がございます。そういう場合に執行吏送達が利用されるのは、執行吏によるのが原則である、ただ、例

外的には郵便にもよれるというふうにだんだん変わってきた。それで、将来の姿を見ますと、執行吏送達といふのはだんだん時代おくれで、これは郵便にまかすべきものではないかというふうに私は考へているわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) ちよっと速記をとめてください。〔速記中止〕

○委員長(和泉覚君) 速記を始めてください。

○委員長(和泉覚君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

六月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、借地法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第三一五一号)(第三一五二号)(第三一五三号)

三一五三号

第三一五一号 昭和四十一年六月二十日受理
第一、借地法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第三一五一号)(第三一五二号)(第三一五三号)

請願者 長野県松本市大手一ノ六ノ二七
内川進外百名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

請願者 長野県塙尻市片丘区南内田 桜井
第三一五二号 昭和四十一年六月二十日受理
第一、借地法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第三一五一号)(第三一五二号)(第三一五三号)

紹介議員 春日 正一君

特別法かという問題になるのかと思いますが、むしろ郵便法と同じくらい古い昔から訴訟法があつたわけでございます。郵政省当局はもちろんその事情は知つておつて——むしろ訴訟状の送達といふのは執行吏によるのが原則である、ただ、例

外的には郵便にもよれるというふうにだんだん変わってきた。それで、将来の姿を見ますと、執行吏送達といふのはだんだん時代おくれで、これは郵便にまかすべきものではないかというふうに私は考へているわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) ちよっと速記をとめてください。

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第三一五三号 昭和四十一年六月二十日受理
借地法等の一部を改正する法律案反対に關する請
願(二通)

請願者 長野県松本市大手一ノ六ノ二七

平林範外七八名

紹介議員

須藤五郎君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二十号中正誤

行段

誤

正

三九七四二四二三三一三こと申し立
三九九三九三三一三こと申し立
三五二二六一七時では。書い
対處書いてでは、時間

昭和四十一年七月四日印刷

昭和四十一年七月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局